

忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2024

(令和6年度～令和8年度)

(案)

令和6年3月

忠岡町

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について	2
3. 老人福祉法、介護保険法の規定	3
4. 社会福祉法の規定	3
5. 国の基本指針	4
6. 計画の位置づけと期間	5
7. 日常生活圏域の設定	6
8. SDGsについて	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
1. 高齢者の状況	8
2. 要支援・要介護認定者等の状況	10
3. 認知症高齢者数の推計	12
4. 新規要支援・要介護認定者の平均年齢	13
第3章 調査結果から見る課題と傾向	14
1. 各種調査の実施状況	14
2. ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果	15
第4章 前期計画の取組状況と課題	23
基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援	23
基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援	25
基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援	29
基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営	30
成果目標に対する実績値	32
第5章 計画の理念と施策体系	35
1. 計画によりめざす将来像	35
2. 基本目標	36
3. 施策体系	38
第6章 施策の展開	39
基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援	39
1-1 健康づくりと生活習慣病の予防	39
1-2 生きがいづくりの推進	41
1-3 高齢者が活動しやすい生活環境づくり	43
基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援	45
2-1 相談支援・情報提供体制の充実	45
2-2 地域包括支援センターの機能強化	46
2-3 介護予防・重度化防止の推進	48

2-4	生活支援の充実	50
2-5	医療と介護の連携の推進	52
2-6	認知症対策の推進	53
2-7	防災・防犯・防疫対策の推進	55
基本目標3	尊厳と権利が守られた暮らしのための支援	57
3-1	高齢者の人権尊重と虐待防止	57
3-2	高齢者の権利擁護	58
基本目標4	介護サービスの充実と適正な運営	59
4-1	介護サービス提供体制の充実	59
4-2	介護保険事業の適正な運営	61
第7章	介護保険事業の推進	62
1.	居宅サービス	62
2.	地域密着型サービス	69
3.	介護施設サービス	74
4.	基盤整備について	76
5.	介護保険サービスの量の見込み	78
6.	介護保険事業費の見込み	81
7.	保険料の算出	83
8.	保険給付費等の見込額	84
9.	基準額に対する介護保険料の段階設定等	86
10.	介護保険料基準額（月額）の算定方法	87
第8章	計画の推進に向けて	89
1.	計画の推進体制	89
2.	計画の評価	90
資料		93
1.	策定委員会設置要綱	93
2.	策定委員会委員名簿	94
3.	計画の策定経過	95
4.	用語の説明	96

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景

我が国において、2025 年は団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる年であり「5 人に 1 人が 75 歳以上」という超高齢社会が到来します。また、2040 年には、団塊ジュニア世代（1971～74 年生まれ）が 65 歳以上となるため、高齢者は約 3,930 万人（高齢化率 34.8%）に達すると推計されています。

本町においても高齢化は進んでおり、後期高齢者（75 歳以上）の増加に伴って要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2021」（令和 3（2021）～令和 5（2023）年度）（以下「前期計画」という。）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりを推進してきました。

今後は、前期計画での取組を一層深化・推進するとともに、先に示したいわゆる「2025 年問題」や「2040 年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化、在宅サービスの充実、介護保険サービスや地域での支援を支える人材の確保等にも積極的に取り組む必要があります。

新たな計画となる「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2024」（令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度）（以下「本計画」という。）では、こうした背景を受け、地域住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を中長期的な視点から持続可能な形で深化・推進するために策定します。

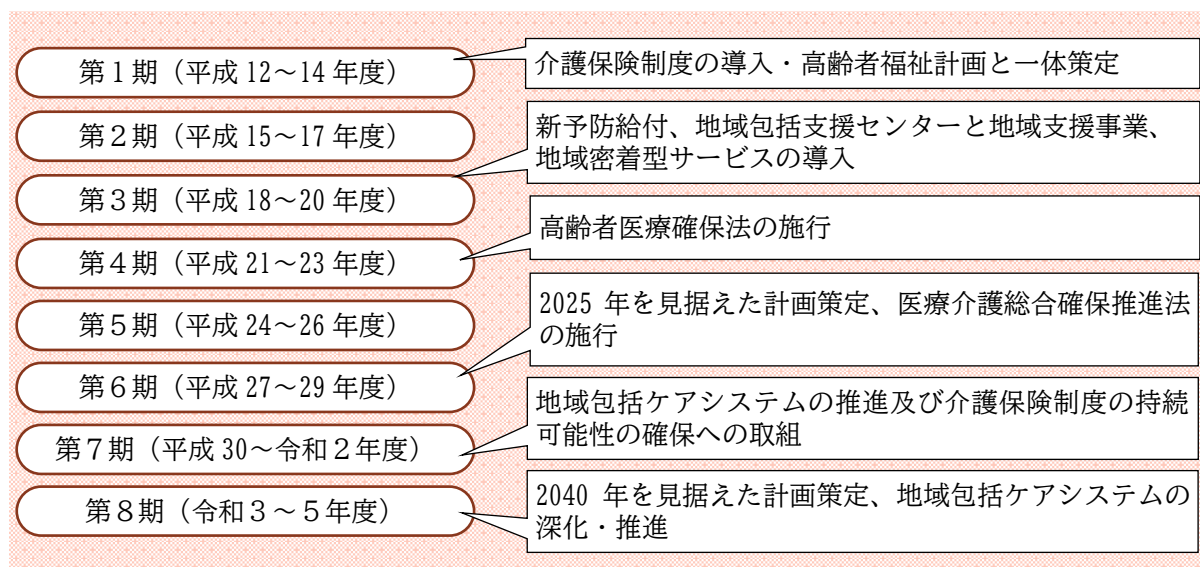
2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

高齢者を地域で支えるため、全国の市町村では、平成7（1995）年度から高齢者福祉計画、平成12（2000）年度からは高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進しています。介護保険制度施行から8期にわたる高齢者福祉計画・介護保険事業計画には、大きく2つの節目がありました。

1つ目の節目は、平成18（2006）年度からの「地域包括ケア」の理念・制度の導入です。本町においても、地域包括支援センターを中核機関として、高齢者に関する総合相談・権利擁護・ケアマネジメント・ネットワーク機能の強化等により、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

2つ目の節目は、平成27（2015）年度からの医療介護総合確保推進法の施行です。長期的な社会保障財源を確保する「社会保障と税の一体改革」により、平成26（2014）年に消費税率が8%に、令和元（2019）年には10%に引き上げられました。そして、社会保障制度改革プログラム法の医療・介護分野の個別法として同法が施行され、在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化等、介護施策の効果を高める取組が拡大されています。

◆高齢者福祉計画・介護保険事業計画の流れ◆



3. 老人福祉法、介護保険法の規定

「老人福祉計画」は老人福祉法で規定され、同法第20条の8第1項には、「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定める」とされています。ここでいう「老人居宅生活支援事業」は介護保険法施行前のいわゆる在宅福祉サービスのことで、介護保険制度施行後は介護保険サービスにスライドしていることが、老人福祉法でも規定されています（第5条の2、第10条の4）。

なお、従来、老人保健法で規定されていた「老人保健計画」の策定義務はなくなっていますが、本町では、保健施策と福祉施策の調和を保つ必要性から、その内容を盛り込むものとし、「老人福祉計画」とあわせて、本町では「高齢者福祉計画」と呼称します。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法で「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定める」と規定されているとともに、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体的に作成されなければならないとされています（老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第7項）。

4. 社会福祉法の規定

平成29（2017）年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。これは、全世代型社会保障をめざす社会保障改革の一環とも言えます。

また、同法107条により、「市町村地域福祉計画」について福祉分野の上位計画と位置づけ、各福祉分野で共通して取り組むべき事項を定め、推進していくこととされています。

5. 国の基本指針

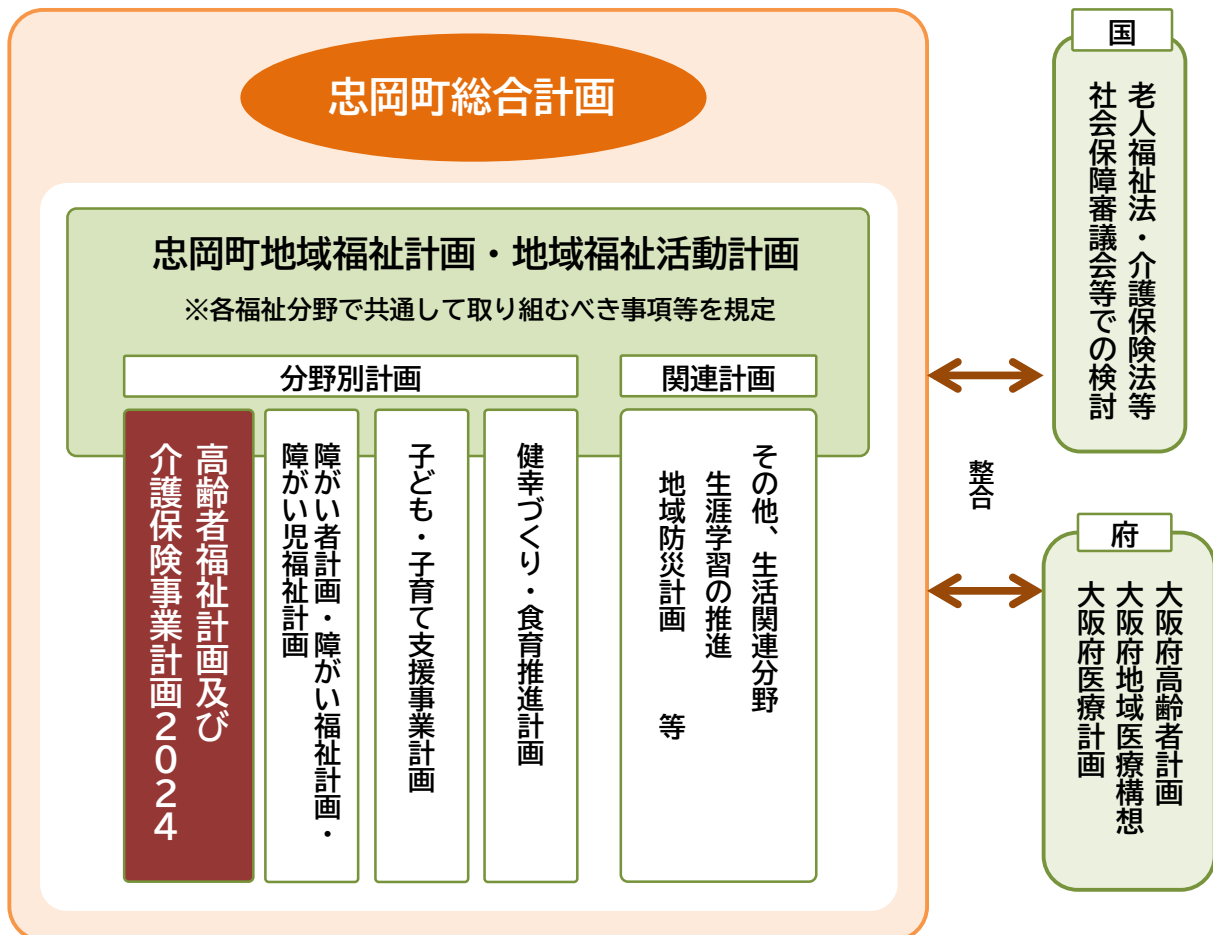
3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第9期介護保険事業計画について国の基本指針で示された記載の充実を検討すべき事項は下の表の通りであり、本町のこれまでの取組と現状・課題に加え、これらの点に留意して計画を策定しました。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備	
○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更等、既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化 ○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤整備のあり方を議論する重要性	○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性 ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービスの更なる普及 ○居宅要介護者を支える訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設の在宅療養支援の充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	
○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性 ○地域リハビリテーション支援体制構築の推進 ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組 ○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等 ○重層的支援体制整備事業等による障害者福祉や児童福祉等、他分野との連携促進 ○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進 ○高齢者虐待防止の一層の推進 ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進	○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性 ○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備 ○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映 ○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実 ○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進	
○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保 ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備 ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性	○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化） ○介護サービス事業所等の財務状況等の見える化 ○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

6. 計画の位置づけと期間

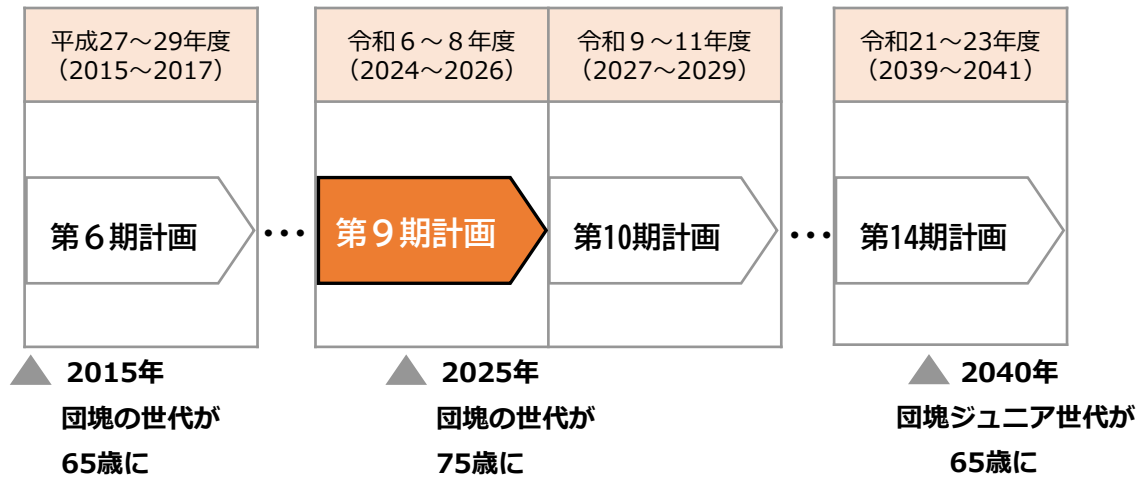
(1) 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画です。本計画では、両計画を一体的に策定します。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。



7. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた環境で生活を継続できるようにするため、人口、地理的条件、交通事情、介護保険サービス提供基盤や介護保険施設の整備状況等を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定してサービスの基盤整備等を行うことになっています。

本町では、人口規模・面積等を勘案し、前期計画に引き続き、日常生活圏域については町全域を1つの圏域と設定します。

8. SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

日本でも積極的に取り組まれており、本町のあらゆる施策・事業においてもSDGsを意識した取組を推進しています。



《本計画と特に関連が深いSDGs》



- 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 11. 都市を包摂的、安全、レジリエント（パンデミックや自然災害等の状況下でも、停滞せず、即時の回復が可能な社会をめざすこと）かつ持続可能にする
- 16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

第2章 高齢者を取り巻く現状

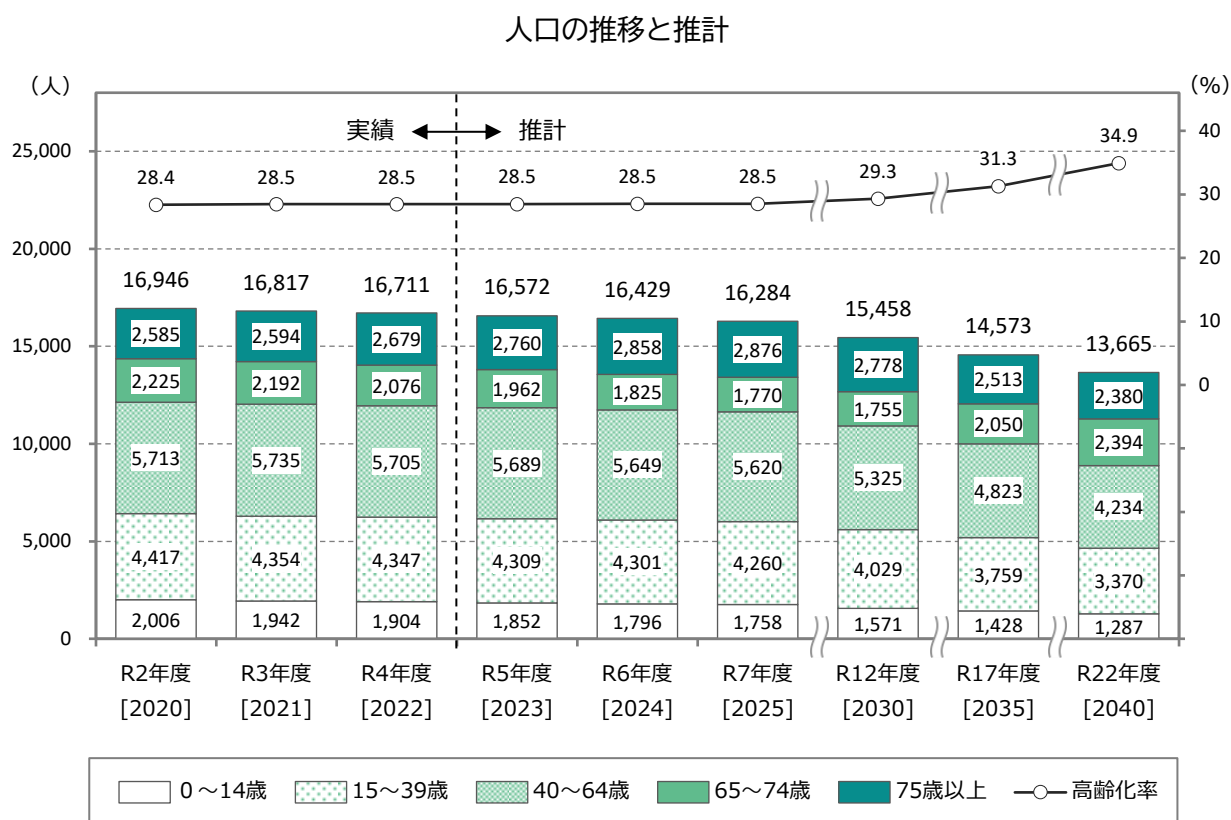
1. 高齢者の状況

(1) 人口の推移と推計

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和4年10月1日時点では、高齢者（65歳以上）は16,711人、高齢化率は28.5%となっています。

今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇が見込まれますが、特に後期高齢者（75歳以上）数については、今後数年は増加で推移する見込みであり、それ以降も高止まりが予測されています。

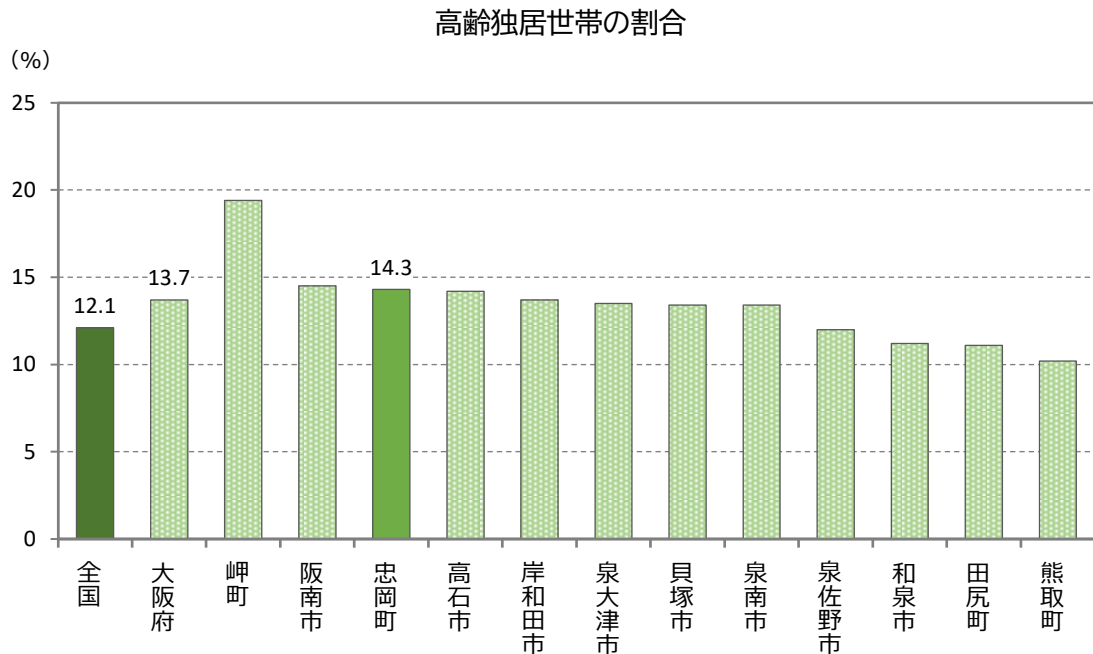


資料：令和2年度～令和4年度：住民基本台帳（各年10月1日時点）

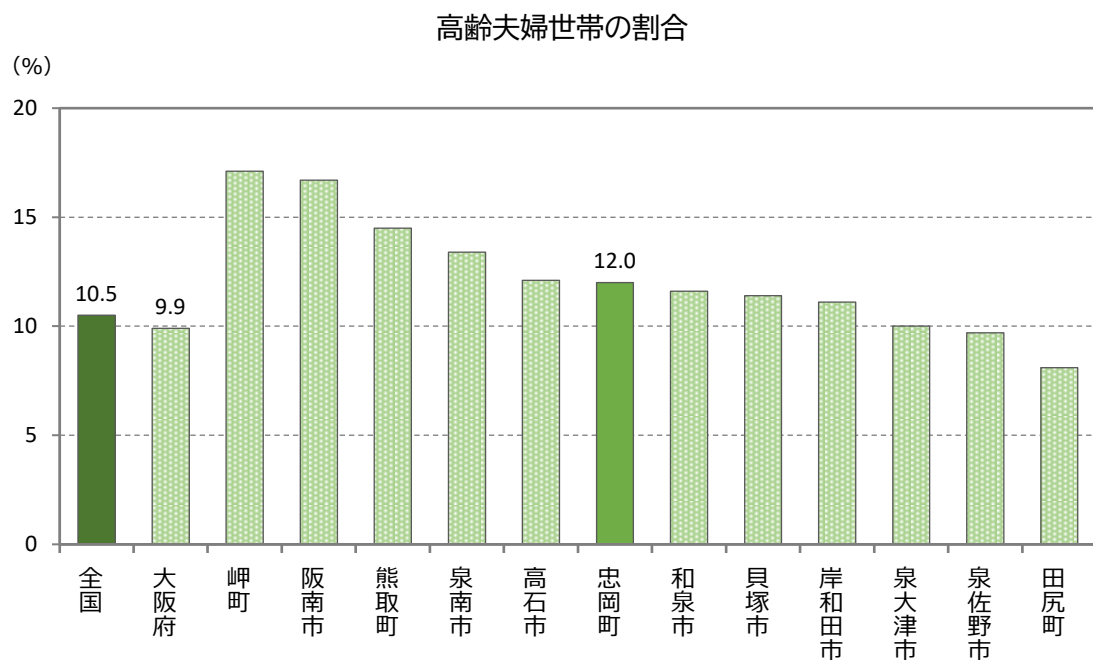
令和5年度～令和22年度：コーホート変化率法による人口推計

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合を見ると、全国及び府と比べてそれぞれ高くなっています。



(時点) 令和2(2020)年 (出典) 総務省「国勢調査」



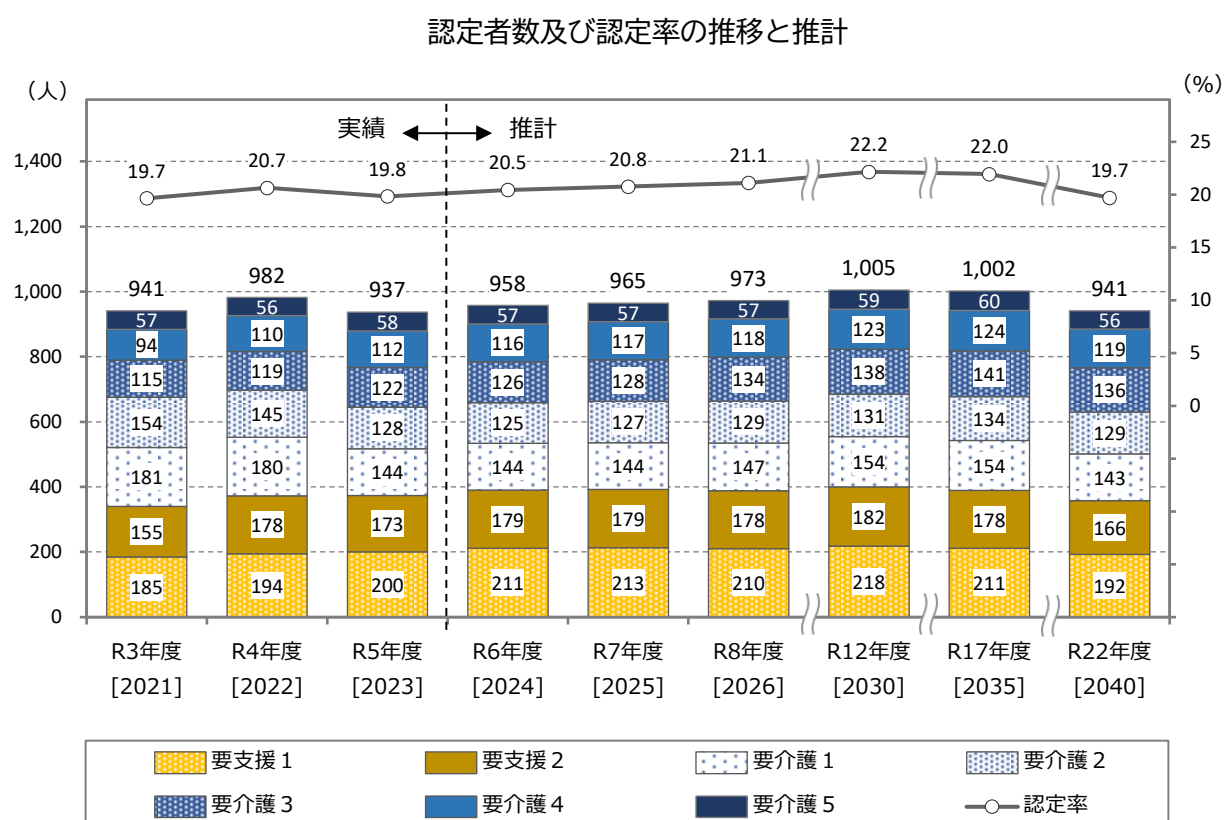
(時点) 令和2(2020)年 (出典) 総務省「国勢調査」

2. 要支援・要介護認定者等の状況

(1) 認定者数及び認定率の推移と推計

令和5年8月時点では、認定者数は937人、認定率は19.8%となっています。

近年の認定者数の実績は年により差が見られますが、今後の推計では令和17年あたりまで徐々に増加で推移する見込みとなっています。



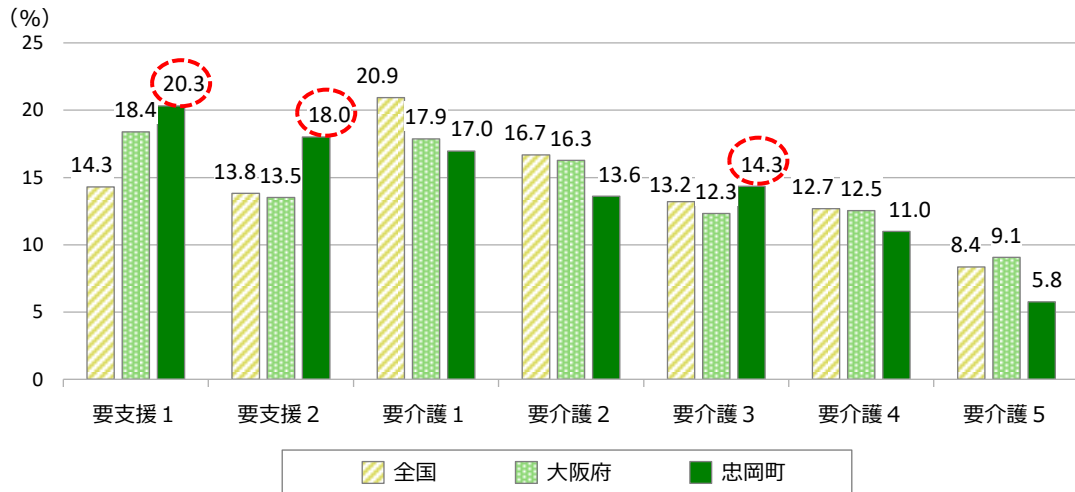
(資料) 令和3年度～令和4年度：介護保険事業状況報告（9月月報）

令和5年度：介護保険事業状況報告（8月月報）

令和6年度～令和22年度：見える化システムによる自然体推計

(2) 認定者の割合

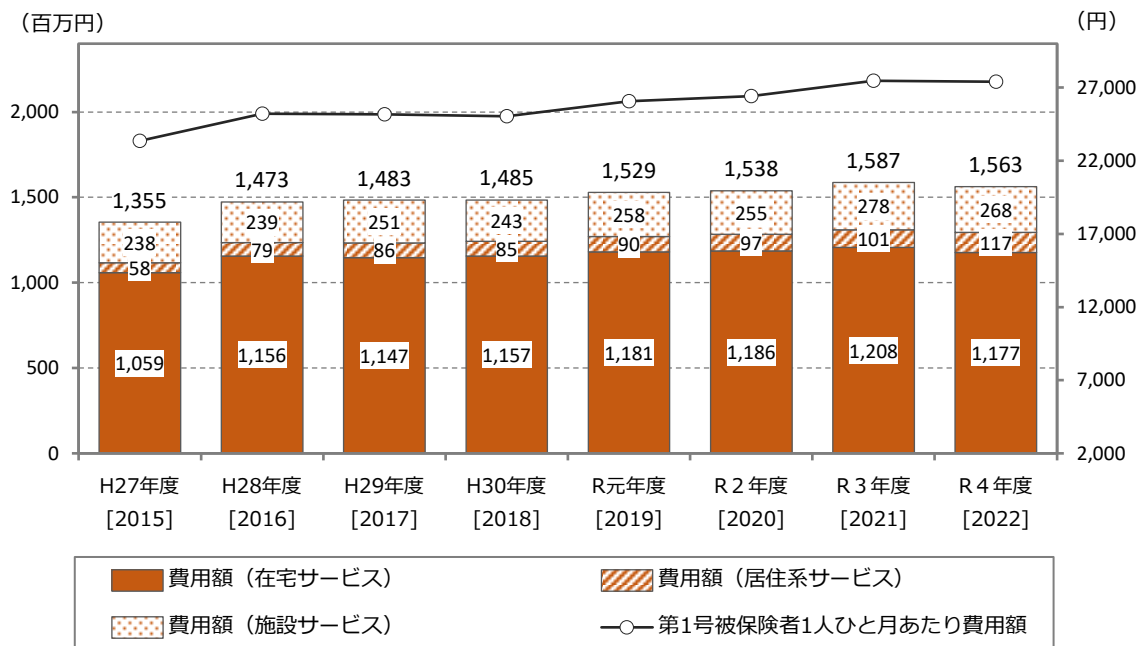
認定者の割合は、全国及び府と比べて、要支援1・2と要介護3で割合が高くなっています。



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム (時点) 令和4年度

(3) 介護費用額の推移

介護費用額の総額及び第1号被保険者1人ひと月あたり費用額はそれぞれ増加傾向で推移しています。



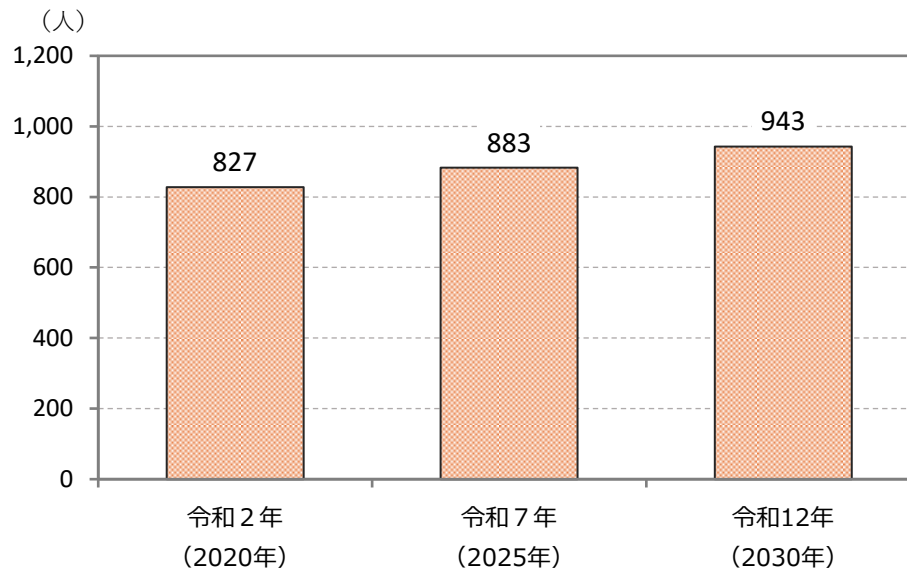
(資料) 平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」
令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告(月報)」令和5年2月サービス提供分まで

3. 認知症高齢者数の推計

平成 27 年 1 月に発表された「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）では、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）から、新たに推計した認知症の有病率を基に、認知症高齢者の推計を行っています。

この研究では、各年齢層の認知症有病率が平成 24 年以降一定と仮定した場合、令和 7 年の有病率は 19.0%、令和 12 年の有病率は 20.8%になるとしており、このデータから本町における認知症高齢者を推計すると、以下のようになります。

認知症高齢者の推計



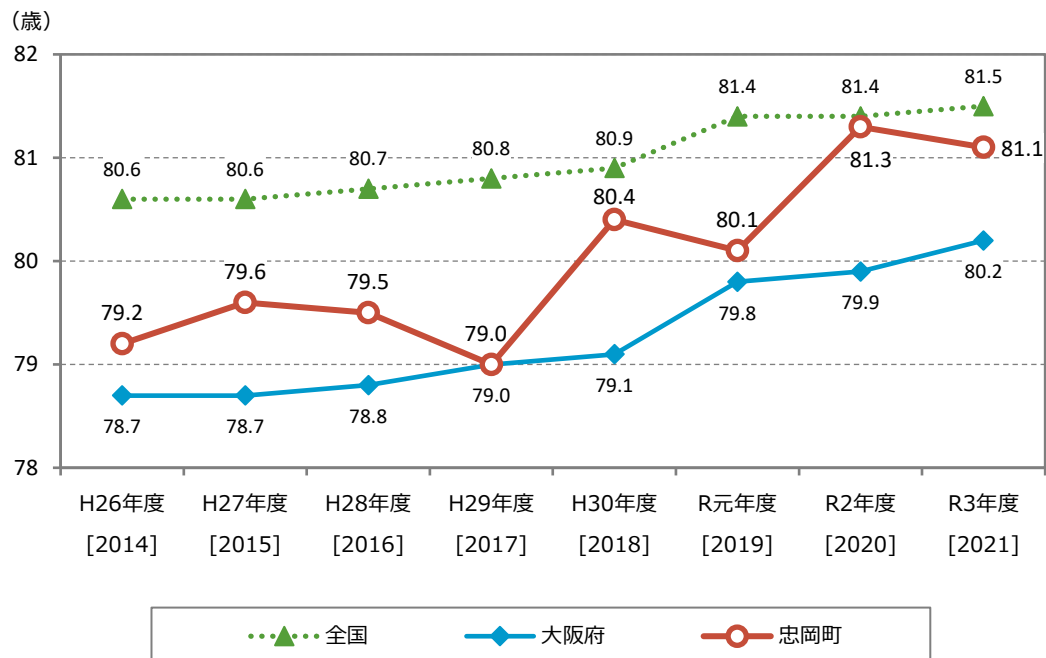
	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)
高齢者人口	4,810 人	4,646 人	4,533 人
認知症高齢者の推計	827 人	883 人	943 人
認知症有病率	17.2%	19.0%	20.8%

（資料）令和 2 年は住民基本台帳（10 月 1 日時点）、令和 7 年、令和 12 年はコーホート変化率法で推計した高齢者（65 歳以上）人口に有病率を乗じて算出

4. 新規要支援・要介護認定者の平均年齢

新規要支援・要介護認定者の平均年齢の推移を見ると、全国と比べて低く、府と比べて高い位置にありますが、平均年齢は年々高まる傾向で推移しています。

新規認定者の平均年齢が高いことは、介護保険サービスの利用開始の年齢が遅くなることを意味しており、介護保険事業運営の負担軽減にもつながります。したがって、住民の生活習慣やふだんの運動・食生活等による健康の維持・増進や、介護予防事業等の充実により、引き続き、住民が元気で自立して生活できるよう施策を推進することが求められます。



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省「介護保険総合データベース」(令和3年11月10日時点データにて集計)

第3章 調査結果から見る課題と傾向

1. 各種調査の実施状況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目 的	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）は、本町に居住する 65 歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に、暮らしや健康の状況（運動機能・転倒・口腔機能・閉じこもり・栄養状態・認知機能・地域での活動等）を伺い、現状や課題等を把握するとともに、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和5年2月3日～2月17日

◆配布・回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
合計	1,400 票	908 票	64.9%

(2) 在宅介護実態調査

目 的	在宅介護実態調査（以下「在宅調査」という。）は、本町で在宅生活している要支援・要介護認定を受けた 65 歳以上の方を対象に、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に本人や介護者の生活状況や施策ニーズを伺い、現状や課題等を把握するとともに、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和5年2月3日～2月17日

◆回収状況

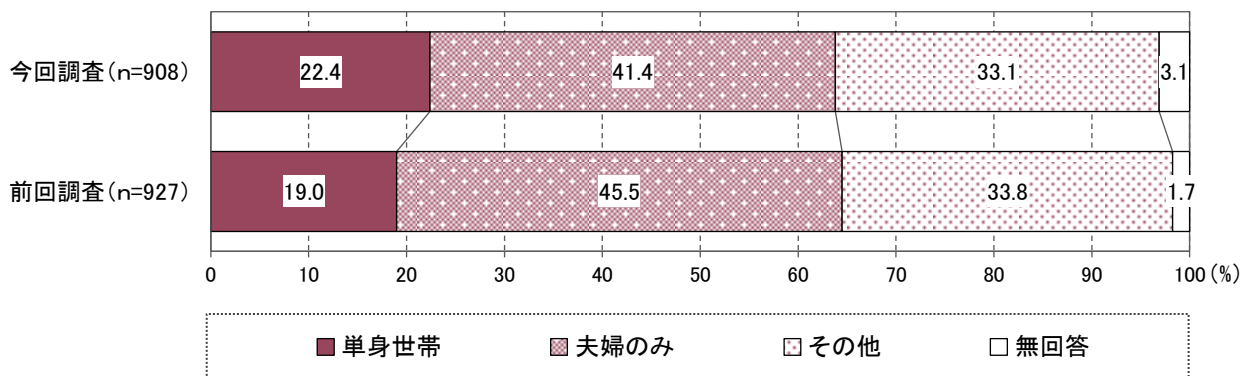
	配布数	有効回収数	有効回収率
合計	600 票	341 票	56.8%

2. ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果

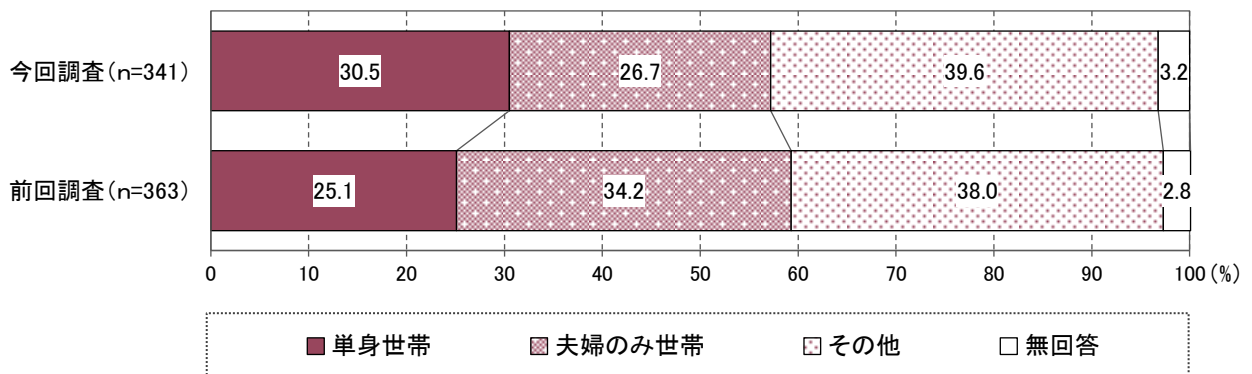
前期計画策定時調査（以下「前回調査」という。）と本計画策定時調査（以下「今回調査」という。）を課題に沿って比較し、調査結果の検証を行いました。なお、グラフの「n」は「母数」（設問に対する回答者数）を表します。

（1）高齢者世帯の構成

■世帯構成（ニーズ調査）



■世帯構成（在宅調査）

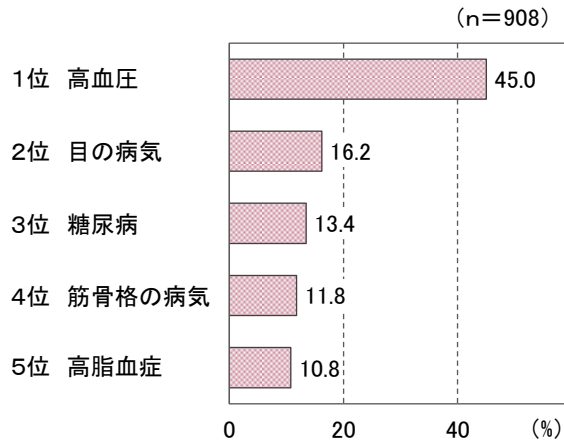


前回調査と比べて、ニーズ調査・在宅調査とも「単身世帯」（高齢者ひとり暮らし世帯）の割合が増加しています。

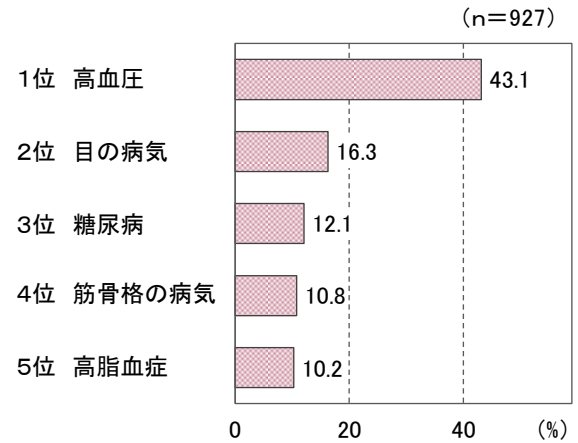
(3) 高齢者の身体状況と健康に関する意識

■治療中、または後遺症のある病気（ニーズ調査）

◆【今回調査】



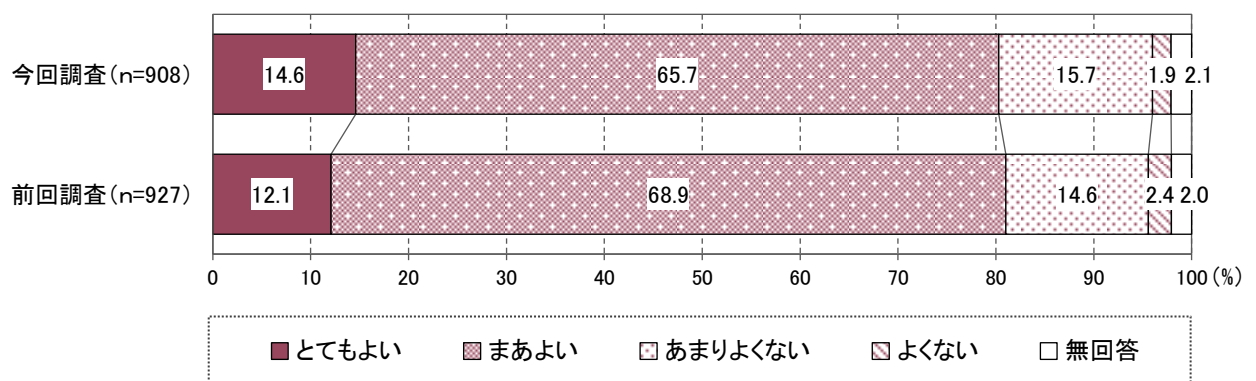
◆【前回調査】



※いずれも上位5番目までグラフ化

今回調査では「高血圧」が45.0%と最も高く、次いで、「目の病気」(16.2%)、「糖尿病」(13.4%)の順となっています。前回調査と比べて1位から5位までの順位とそれぞれの割合に変動は見られない状況です。

■主観的健康感（ニーズ調査）

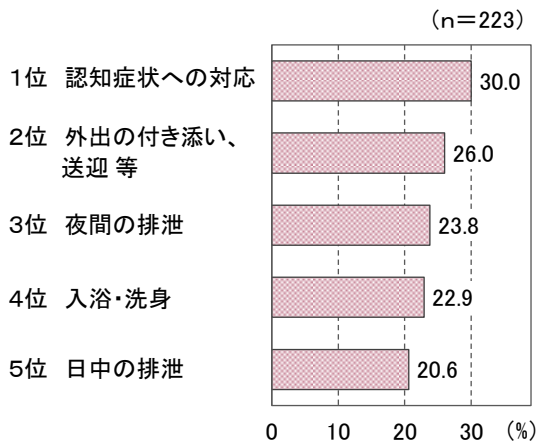


前回調査と比べて「とてもよい」の割合は高くなっていますが、「とてもよい」と「まあよい」の合計の割合は若干低くなっています。

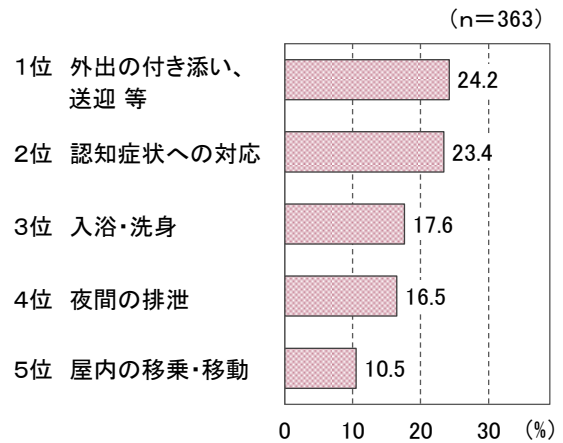
(4) 介護に関する不安

■主な介護者が不安に感じる介護（在宅調査）

◆【今回調査】



◆【前回調査】

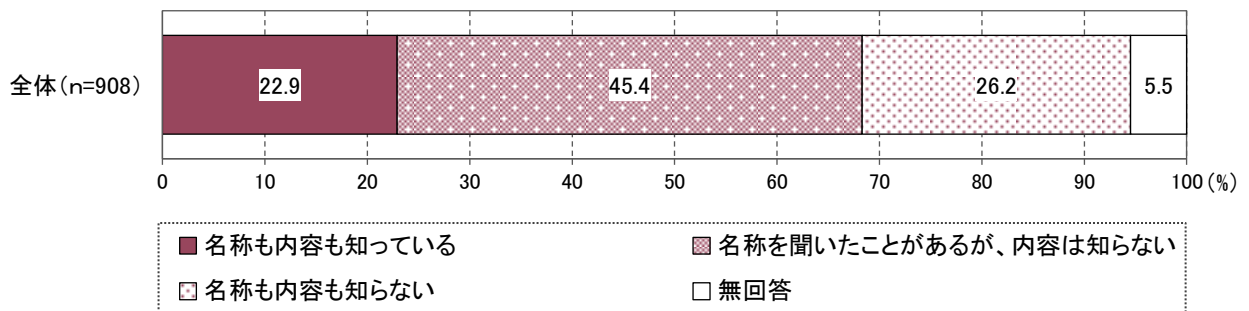


※いずれも上位3番目までグラフ化

前回調査と比べて「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」の割合は高まっています。また、「屋内の移乗・移動」に変わって「日中の排泄」が5位に入っています。これらの結果に着目しつつ介護者の負担軽減のため更なる在宅サービスの充実が必要とされる状況です。

(5) 成年後見制度の認知度

■成年後見制度の認知度（ニーズ調査）

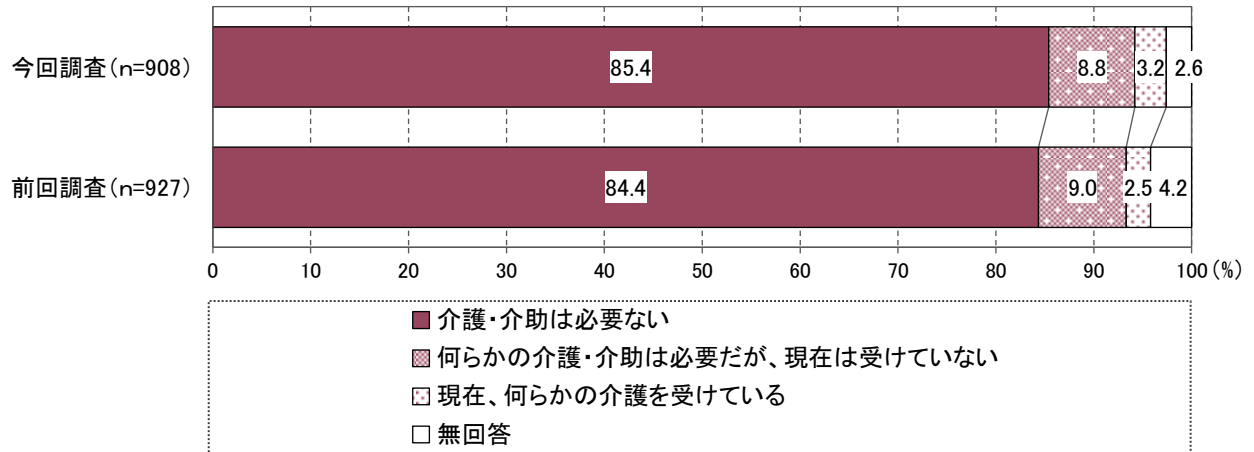


※前回調査には同様の設問がありません。

今回調査では「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が45.4%と最も高く、「名称も内容も知っている」は22.9%にとどまっています。成年後見制度に関する周知を行い、高齢者の権利擁護のために必要な人が利用できる体制整備を進める必要があります。

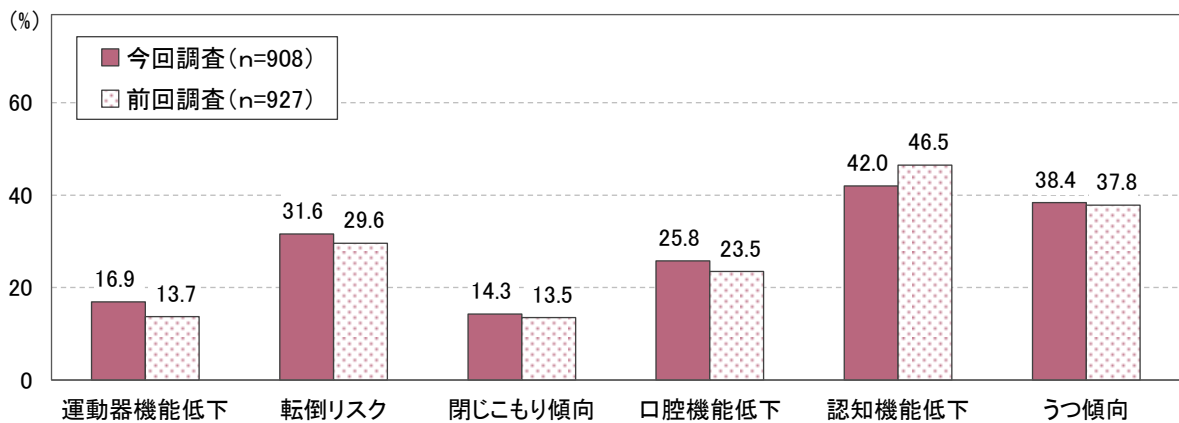
(6) 介護予防の推進

■介護・介助の必要性（ニーズ調査）



前回調査と比べてあまり変化が見られない状況ですが、引き続き介護予防の取組をさらに進めて「介護・介助は必要ない」の割合を高めていくことが求められます。

■リスク判定結果（ニーズ調査）



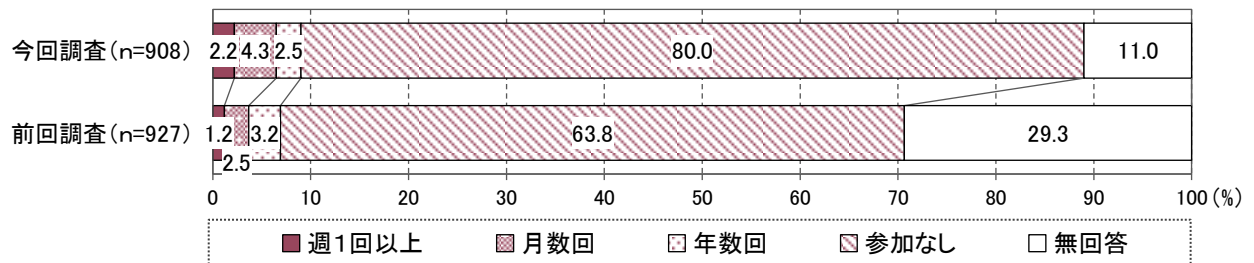
調査結果をもとに6つの項目に関するリスク判定を行ったところ、前回調査と比べて「認知機能低下」以外はリスクが高まっている状況が見られます。引き続きリスクのさらなる低減につながるよう、介護予防の取組を進めていくことが必要とされます。

(7) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

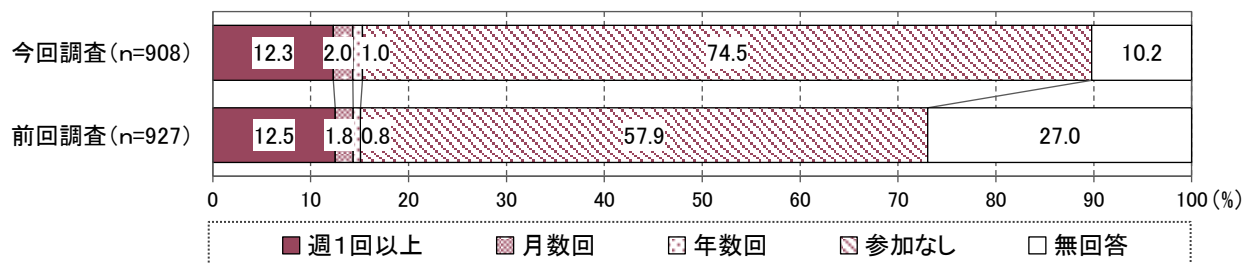
会やグループ等への参加頻度については、前回調査と比べて、今回調査では概ね次のような傾向が見られました。なお、無回答については「参加なし」とみなしています。

- ・①と④について、「週1回以上」～「年数回」の合計の割合が高まっている。
- ・②について、変化はあまり見られない。
- ・③と⑦について、「週1回以上」の割合が高まっている。
- ・⑤と⑥について、「週1回以上」～「年数回」の合計の割合が低くなっている。

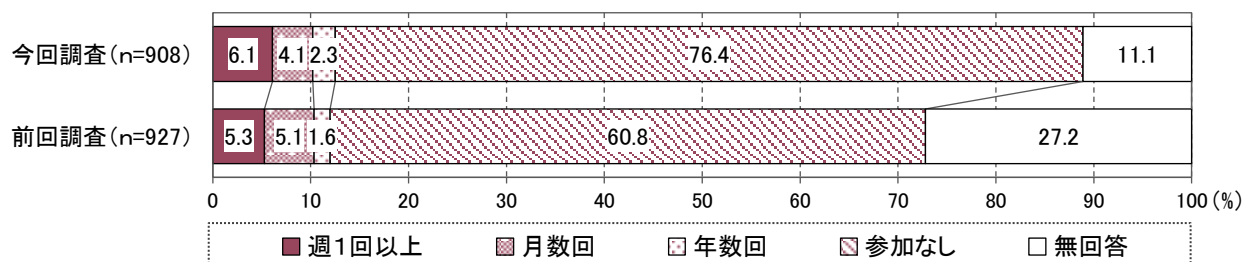
①ボランティアのグループ



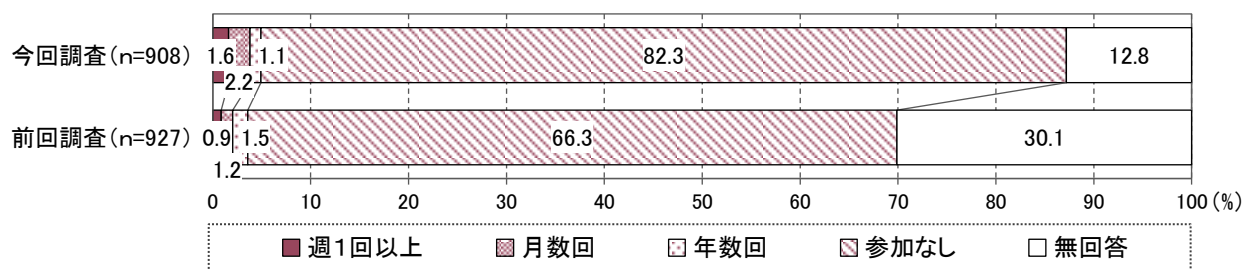
②スポーツ関連のグループやクラブ



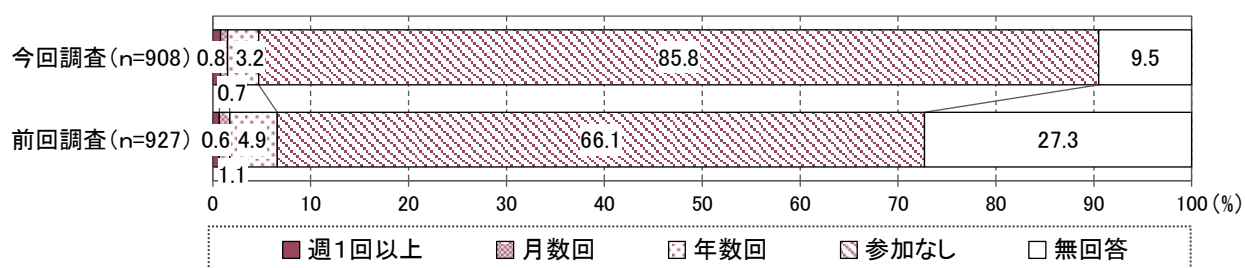
③趣味関係のグループ



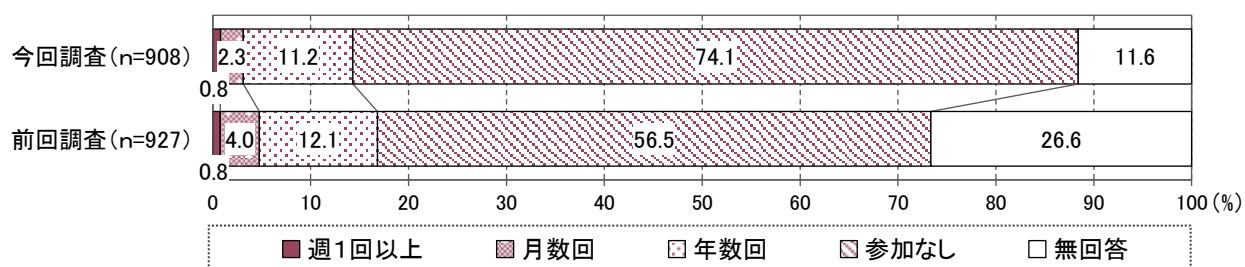
④学習・教養サークル



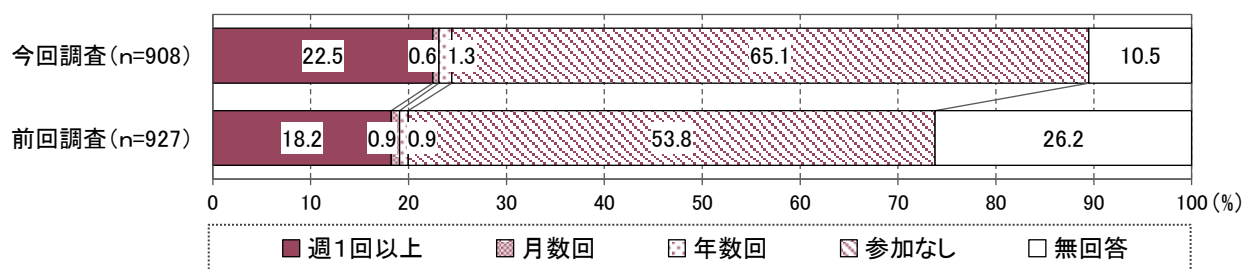
⑤老人クラブ



⑥自治会

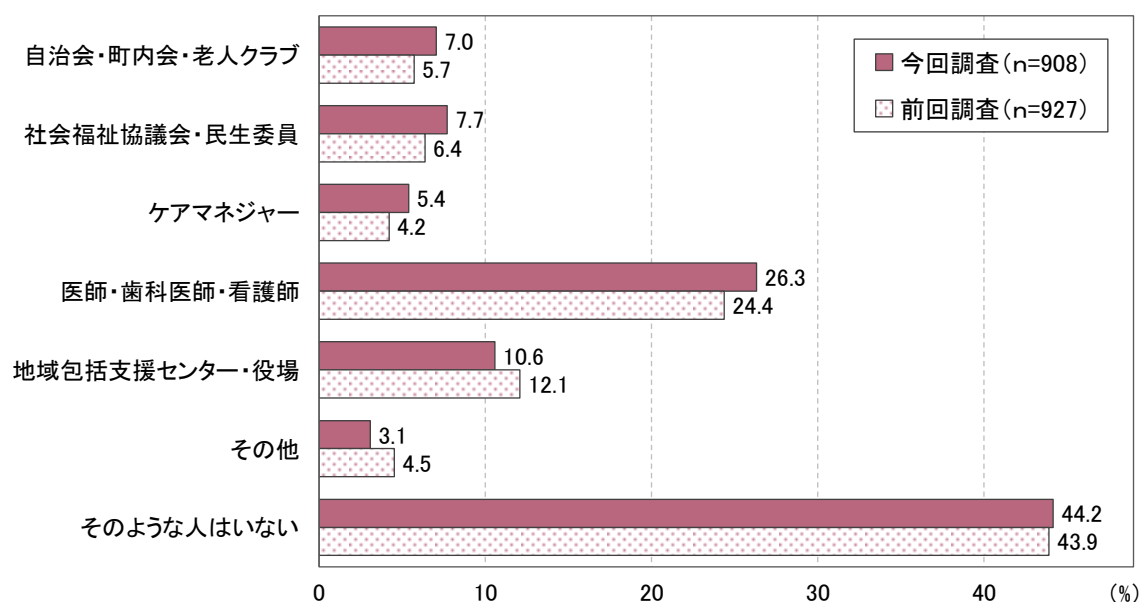


⑦収入のある仕事



(8) 家族や友人・知人以外の相談相手

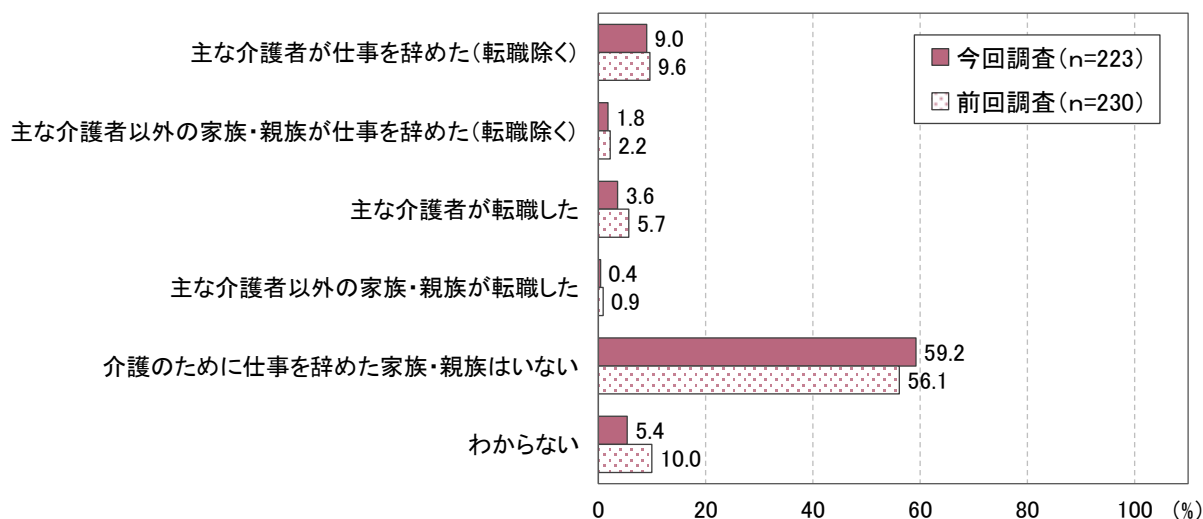
■家族や友人・知人以外の相談相手（ニーズ調査）



前回調査と比べて「地域包括支援センター・役場」の割合が高くなっており、公的機関での相談機能の強化等に努めて「そのような人はいない」の割合を低める必要があります。

(9) 介護離職ゼロに向けて

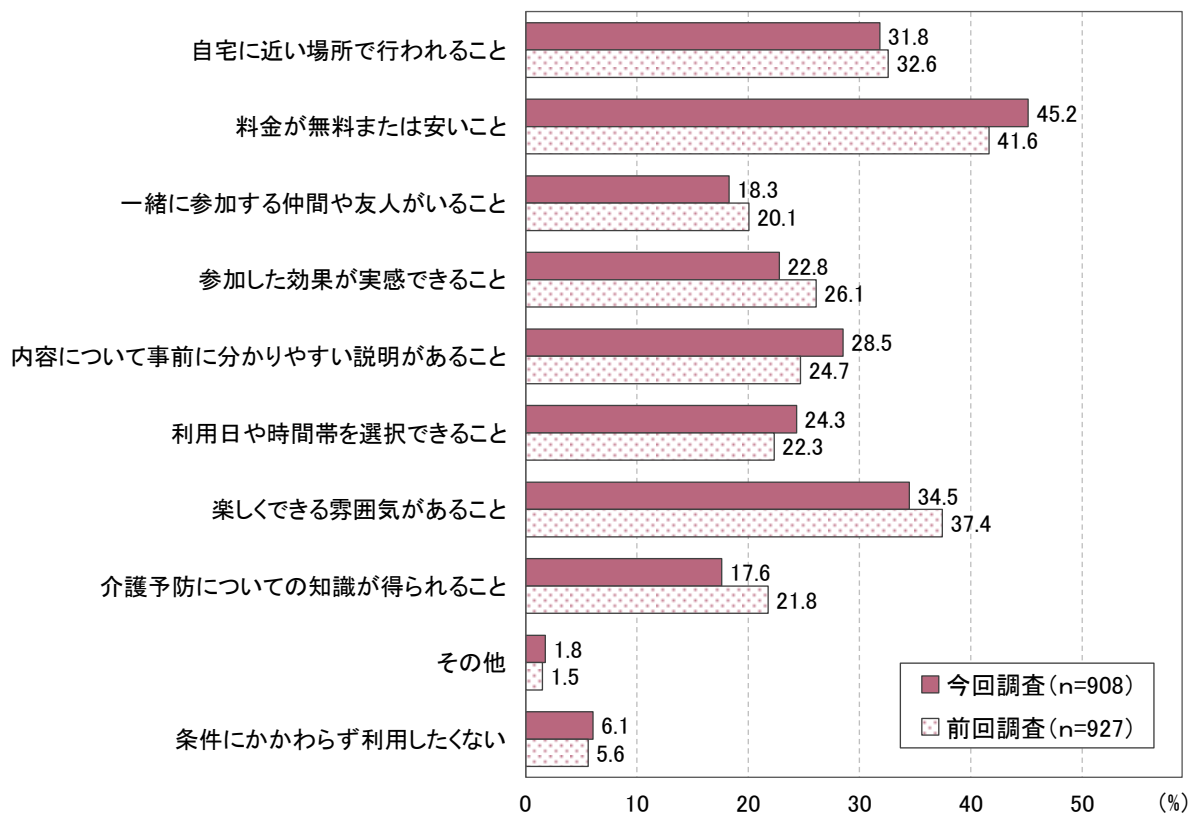
■介護のため過去1年間に仕事を辞めた人（在宅調査）



前回調査と比べて、仕事を辞めたり転職した方の割合は低くなっていますが、引き続き介護離職ゼロに向けて介護者の就労継続に向けた更なる在宅サービスの充実が必要とされる状況です。

(10) 介護予防事業の推進

■介護予防事業に取り組むために必要なこと（ニーズ調査）



今回調査では「料金が無料または安いこと」が45.2%と最も高く、次いで、「楽しくできる雰囲気があること」(34.5%)、「自宅に近い場所で行われること」(31.8%)の順となっています。

前回調査と比べて「料金が無料または安いこと」、「内容について事前に分かりやすい説明があること」、「利用日や時間帯を選択できること」の割合が高まっていることから、結果を踏まえて介護予防事業を推進していくことが求められます。

第4章 前期計画の取組状況と課題

前期計画では、将来像として「つながり つどい 支え合う 健康長寿と安心介護のまちただおか」を掲げ、4つの基本目標のもと、高齢者福祉及び介護保険にかかる取組・事業の総合的な推進を図ってきました。ここでは、前期計画における重点課題ごとの進捗・評価について見ていきます。

基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援

(1) 健康づくりと生活習慣病の予防

■取組状況

- 高血圧や禁煙等、健康増進月間や週間にあわせ、パネルや模型の展示等を行いました。
また、広報にて相談の案内を掲載し、住民の相談を常時受け付け、必要時には医療機関へつなぐ等、健康作りに関する知識の普及啓発を行っています。
- 骨粗しょう症予防の推進のため、LINE や広報等を通じた案内を行い、集団健診におけるがん検診とのセット受診や、個別医療機関での実施を行うことで、受診しやすい体制づくりを築いています。
- 保健師と管理栄養士が連携し、特定健康診査受診者への健診結果説明や保健指導を実施しており、特定保健指導については、個人の状況に応じた面談日の設定や指導を実施しています。
- 20歳以上の住民に対し、歯科健診を実施しました。また、受診勧奨のため、50歳・60歳を対象に勧奨はがきを送付することで、歯科検診を推進し歯周病予防に努めています。

■課題

- 特定健康診査の受診率は上昇傾向にあるものの、目標値にはまだ到達しておらず、更なる受診勧奨が必要です。
- 特定保健指導終了率は目標達成できていますが、今後はメタボ脱却率や行動変容等の成果を出すことが課題となっています。

(2) 生きがいつくりの推進

■取組状況

- 老人福祉農園を実施し、心身の健康の保持や高齢者相互の親睦を深める機会の提供を図っています。
- 就労を希望する高齢者等に向け、求人情報の提供や相談内容に応じて、ハローワークやシルバー人材センター等を紹介しています。
- こども園・小学校等の行事に高齢者を招待することで、世代を超えてふれあう機会をもち、世代間交流を促進します。

■課題

- 高齢者の生きがいや健康づくり、地域社会との交流のために老人クラブを支援していますが、近年、老人クラブの会員が減少傾向にあるため、各地区における老人クラブの加入促進に係る啓発宣伝活動の支援が必要です。
- 健康で働く意欲のある高齢者が生きがいつくりや社会参加ができるよう、シルバー人材センターの活動を支援していますが、会員数はほぼ横ばいであり、会員募集の強化が課題となっています。

(3) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

■取組状況

- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、誰もが利用しやすい公共的施設の整備を、事業者等が自ら取り組むよう、情報提供を行っています。
- 各関係機関と連携し、高齢者を対象とした交通安全教室の開催及び各種媒体を活用した情報発信を行い、交通マナーの向上と安全意識の啓発に努めています。

■課題

- 高齢者や障がいのある人等の交通の利便性の向上を図るため、福祉バスの運行ルートや停留所の再検討に取り掛かっており、一層の利便性の向上が求められています。
- 自転車の安全利用及びヘルメット着用及び運転免許自主返納に係る一層の啓発が必要です。

基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援

(1) 相談支援・情報提供体制の充実

■取組状況

- ひとり暮らし高齢者の把握については年に一度、民生委員と共同で訪問し、名簿を作成しています。また、地域住民の困りごとを民生委員より相談してもらえるよう社会福祉協議会の協力を得ながら、身近な地域での相談対応の充実を図っています。
- 認知症高齢者や虐待事例への早期対応に向けて、直営の地域包括支援センターや警察、介護事業所等の、様々な機関と情報連携し、協力体制の維持・強化を図っています。

■課題

- 介護サービス相談員の派遣は、コロナ禍で事業所の受入れが困難となって以降、再開できない状況が続いており、再開に向けた動きを加速させる必要があります。
- 利用者のニーズに応じて介護サービス事業者を選択できるように介護保険関係事業者連絡会を通じて的確な情報を提供していますが、参加事業者が固定されつつあるため会議内容の見直しを検討する必要があります。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

■取組状況

- 関係機関・団体による情報の共有化や支援策の検討を行うため、地域ケア会議・事例検討会を定期的に開催しています。
- 一人ひとりのニーズや状態に対応してきめ細やかなケアプランの作成を行えるよう、介護支援専門員の資質向上を目的に研修を実施しています。

■課題

- 援護を要する高齢者や障がいのある人等を見守るための、いきいきネット相談支援センターと地域包括支援センター、民生委員・児童委員等との連携を一層強化する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していけるよう、引き続き、地域が一体となって地域包括支援センター等に関する情報提供を進める必要があります。

(3) 介護予防・重度化防止の推進

■取組状況

- 基本チェックリストを3年に1度送付・実施し、該当者においては、一般介護予防事業で介護予防教室を開催し、フォローアップ体制を構築しています。
- 関係団体や教育機関等と連携・協力し、効果的で楽しみながら行える運動プログラム（お元いきいき教室・インターバル速歩等）を開催しています。また、総合福祉センターや地域の集会所等と併せて、自宅でも実践可能な介護予防プログラムについて検討を進めています。

■課題

- 医療・健診・介護データを活用し、現在の健康状態が分からない高齢者に対して後期高齢者の質問票に基づく問診・聴き取りを行い、フレイル予防に取り組んでいますが、より的確なアプローチができるよう、対象者の回答状況を勘案しながら改善を図ることが望まれます。
- 生活支援と介護予防の充実を図るうえで、総合事業のサービスB（住民主体のサービス）について検討しているものの、サービスの担い手不足により具体的なサービス展開には至っておらず、サービスの担い手の発掘、育成に努める必要があります。

(4) 生活支援の充実

■取組状況

- 食の自立支援事業（配食サービス）を実施し、調理が困難な高齢者等に定期的に栄養バランスのとれた食事の提供と併せて安否確認を行うことで、高齢者の健康増進と自立した生活維持に向けて支援をしています。
- ひとり暮らし高齢者・ひとり親世帯に対し、水道料金の基本料金について補助を行っています。
- 支援や介護を要する状態になっても、住み慣れた自宅で自立した生活を送ることができるよう住宅の改修について、介護保険パンフレット（窓口配布・ホームページ掲載）に制度の内容を掲載するとともに、相談があれば詳細な説明を実施しています。

■課題

- 生活支援コーディネーターが各地域のサロン活動等に参加し、地区の特徴を把握することで、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源をマッチングさせ、ボランティア活動の場の機会を作る必要があります。
- 要介護認定の結果、「非該当」判定の高齢者へ向けた、生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業はこれまで実績がなく、実施体制の確認が必要となっています。

(5) 医療と介護の連携の推進

■取組状況

- 在宅生活の継続に向けて、引き続きパンフレットの配架や保健指導、広報・HPへ掲載を行う他、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つことの必要性について啓発に努めています。
- 在宅療養の必要な慢性疾患患者等が、退院後に適切な医療と介護を受けられるよう、医療関係者と介護支援専門員等が顔の見える関係を構築し、スムーズに連携できるよう、研修会等を実施しています。

■課題

- 介護や医療を必要とする高齢者等が、よりよいサービスを選択できるよう、介護支援専門員をはじめ介護サービス事業者、医師、歯科医師、薬剤師等が連携・協力できる体制を整備する上で、在宅医療に携わる医療従事者や介護・福祉に携わる従事者が不足していることが課題です。
- ポータルサイトの周知や泉大津市医師会と連携し、高齢者の在宅医療と介護に関する情報の提供・相談体制を整備することが課題です。

(6) 認知症対策の推進

■取組状況

- 地域住民が、発症予防や、認知症が疑われる症状が発症した場合に、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受けることができるのか、あらかじめ知るための認知症ケアパスを作成したことで、窓口での相談対応が円滑に進んでいます。
- 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徘徊のおそれのある認知症高齢者等の家族等が事前登録し、徘徊時の早期発見につなげる検索依頼のネットワークを形成しています。

■課題

- 認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症予防の生活習慣を身につけ、早期発見による治療を促進できるよう、広報をはじめ健康教育等の機会を活用しています。一方で、特に若年性認知症についての啓発が進んでいない状況であり、課題となっています。
- 町内に専門診療科がないため、認知症発症初期から支援が行えるよう認知症初期集中支援チームをはじめとする町内医療機関やサポート医及び認知症疾患医療センターと連携した体制整備に努める必要があります。

(7) 参加と協働による地域福祉活動の推進

■取組状況

- 町社会福祉協議会にて平成 28 年 8 月に設立されたボランティアセンターにおいて、ボランティア入門講座や手話通訳奉仕員講座等を実施しています。
- 地区福祉委員会は、2 小学校区を計 10 地区に細分化し、サロン活動や戸別訪問活動、地域活動への参加等を行っており、町社会福祉協議会に事業を委託して個別援助（独居高齢者戸別訪問・友愛訪問）やグループ援助活動（サロン活動・昼食会）等の取組を継続して実施しています。

■課題

- 民間企業の協力により高齢者の生活上の異変を把握し、高齢者を見守る官民パートナーシップ協定について、締結事業所の増加を図っていますが、実績が少なく、その手順や方法について確認する必要があります。
- 通いの場等の立ち上げを検討される方への支援を行う旨のチラシを作成し、配布やホームページに掲載していますが、募集はなく、人材育成には至っていません。

(8) 防災・防犯・防疫対策の推進

■取組状況

- 自主防災組織の育成に向け地域が実施する避難訓練等を全面的に支援をしている他、防災備品の充実に向けても支援を行っています。
- 感染症発症時に備え、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発について、府の取組や情報提供に応じて随時事業所へ周知しています。

■課題

- 民生委員・児童委員や自主防災組織、各自治振興協議会、社会福祉協議会等と協力し、災害時に自力での避難が困難な障がい者や、高齢者一人ひとりに対する地域での支援体制を推進していますが、災害時避難行動要支援者支援プランにおける支援者が不足しており、新たな支援者の確保が必要です。
- 防災意識の啓発のために防災訓練や防災講演会を開催していますが、各種取組における参加者が例年ほとんど同じであり、幅広い方に参加していただけるよう案内方法や取組内容の見直しが必要です。

基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

(1) 高齢者の人権尊重と虐待防止

■取組状況

- 高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用を図っています。
- 介護者に対して、心身の疲労の回復と介護負担の軽減を図るため、相談体制の充実を図るとともに、介護サービス等の利用促進を図っています。

■課題

- 高齢者や認知症の方、障がいのある人、ハンセン病回復者等あらゆる人に対する理解と人権意識を深められるよう、広報等を活用して人権啓発を推進しており、個々の人権課題についてさらなる意識醸成に取り組む必要があります。
- 高齢者の虐待防止に取り組むため、関係機関と連携を図り、早期対応、支援等に取り組んでおり、必要に応じて高齢者虐待対応のためのケースカンファレンスの実施や対応マニュアルの作成・活用について検討する必要があります。
- 身体拘束の内容やその弊害について、パンフレット等により、高齢者本人やその家族等に対する理解啓発を図っていますが、啓発が不足している状況です。

(2) 高齢者の権利擁護

■取組状況

- 社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図っており、介護支援専門員をはじめとする介護保険サービス事業者に普及を進めています。
- 地域包括支援センター等の相談を通じ、身寄りのない認知症高齢者等が成年後見制度に基づく後見人等の申立てが必要な場合は、町長申立ての活用を図っています。

■課題

- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、市民後見人の育成に向けた制度周知や、大阪府社会福祉協議会に業務委託して講座等を実施しましたが、受講者数が少なく、今後、市民後見人の制度周知に取り組み、受講者が増加するよう広報に努める必要があります。
- 高齢者の権利擁護に関して、関係機関での連携を強化することで、認知症高齢者をはじめとする高齢者の相談に応じるとともに、日常生活自立支援事業等の利用につなげ、必要に応じて成年後見人となることのできる団体の情報提供が必要です。

基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営

(1) 介護サービスの充実

■取組状況

- 介護ニーズに対応するため、府の人材確保事業の情報提供等による支援、および生活援助サービス従事者研修を毎年開催（高石市と合同）することで、介護人材の育成を図っています。
- 高齢者の自立支援に資するケアマネジメントについての理解と質の向上を図るため、地域包括支援センターや高齢介護課において、ケアマネジメントに関する研修を行っています。

■課題

- 病院退院者や難病患者、末期がんの要介護者等が在宅で適切なサービスを受けながら安心して暮らすことができるよう、在宅医療介護連携コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、きめ細かなサービスの提供に努める必要があります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスA等の従事者を養成する生活援助サービス従事者研修の参加者が少ないため、より周知に努める必要があります。

(2) 家族介護への支援

■取組状況

- 在宅の要介護者を介護している家族の、経済的負担の軽減および生活環境の改善を含めた在宅介護の維持を図るため、町内薬局で介護用品の購入に使用できる給付券を支給しています。
- 町内に居住する要介護2（認知症高齢者自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上と判定された町民税非課税世帯の在宅高齢者のうち、過去1年間介護保険によるサービスを受けずに家族の介護により在宅生活を維持している要介護者の家族（住民税非課税世帯）に対して、要介護者の在宅生活の継続と向上を図ることを目的に、家族介護慰労金の支給を実施しています。

■課題

- 今後も、在宅の要介護者を介護している家族の経済的負担の軽減及び在宅介護を継続して支援していく必要があります。

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

■取組状況

- 介護保険関係事業者連絡会を通じて、利用者から寄せられる相談や苦情、介護保険に係る様々な情報提供を行い、町と介護サービス事業者との情報共有や連携の強化を図りながら、改善に向けた指導・助言を行い、介護保険制度の円滑な運営に努めています。
- 町内に所在する全居宅介護支援事業所を対象に、委託によるケアプラン点検を実施しました。点検後は、点検内容を振り返る研修会を開催し、研修会を欠席した事業所に対するフォローも行っています。
- 地域包括支援センターの利用者に対しては、相談内容に応じて、介護保険だけでなく一般介護予防事業や社会資源を交えながら、指導・助言を行うとともに、必要に応じ訪問等による状況把握を行うことで、関係機関や各種サービスへの連絡・調整を行っています。

■課題

- 利用者のニーズや状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が中心となって、定期的に事例検討会を開催し、介護支援専門員の資質向上に努めていますが、不参加となった居宅介護支援事業所には個別対応する場合もあり、課題となっています。
- 大阪府国民健康保険団体連合会から毎月提供される医療突合情報により、重複請求の疑いのある請求がないか点検を実施していますが、点検には専門的な知識が必要であり、提供された情報から疑義を抽出することが難しく、活用しきれていないことが課題です。
- 社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護サービスに係る利用者負担額減免制度事業の周知に努めていますが、事業の実績が長年なく、運用等の詳細を理解している職員が不在の状況での周知が困難であり、課題となっています。

成果目標に対する実績値

(1) 自立支援、重度化防止に向けた目標

(実績値の令和5年度は見込値)

基本目標・施策	成果指標		目標値			実績値			
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援									
(1)健康づくりと生活習慣病の予防	がん検診	胃がん	受診率(%)	40	40	40	3.8	4.8	7
		大腸がん		40	40	40	5.8	6	7
		肺がん		40	40	40	5.3	5.4	6
		乳がん		50	50	50	22.2	22.2	24
		子宮がん		50	50	50	20.5	20.5	23
	特定健康診査	受診率(%)	50	55	60	32.9	37.5	36.0	
(2)生きがいづくりの推進	老人クラブ	会員数(人)	500	510	520	417	399	395	
	総合福祉センター及び東忠岡老人いきいの家	利用者数(人)	4,252	4,335	4,418	12,568	20,709	17,508	
	シルバー人材センター	会員数(人)	216	227	238	195	185	190	
	世代間交流	開催回数(回)	4	4	4	0	0	0	
(3)高齢者が活動しやすい生活環境づくり	福祉バス	利用者数(人)	12,422	12,542	12,662	7,800	9,132	11,224	
基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援									
(1)相談支援・情報提供体制の充実	介護サービス相談員	受入事業所数(所)	13	13	14	12	12	12	
	福祉事業所連絡会	開催回数(回)	6	6	6	6	4	6	
		参加事業所数(所)	13	13	13	9	9	8	
(2)地域包括支援センターの機能強化	地域ケア会議	開催回数(回)	4	4	4	0	7	7	
	事例検討会	開催回数(回)	3	3	3	0	9	9	
(3)介護予防・重度化防止の推進	介護予防教室	開催回数(回)	53	53	53	29	53	54	
		参加者数(人)	75	75	75	53	77	80	
(4)生活支援の充実	緊急通報装置	設置台数(台)	41	43	45	30	27	20	
	街かどデイハウス	延利用者数(人)	事業再開			なし	なし	なし	
	食の自立支援事業(配食サービス)	配食数(食)	4,560	4,620	4,680	3,880	3,690	3,800	
(5)医療と介護の連携の推進	イカロスネット	開催回数(回)	13	13	13	7	11	13	
	在宅医療連携会議	開催回数(回)	4	4	4	4	4	4	

基本目標・施策	成果指標		目標値			実績値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(6)認知症対策の推進	認知症サポーター養成講座	実施回数(回)	4	4	4	1	4	1
		新規登録者数(人)	80	80	80	5	148	66
	認知症初期集中支援事業	支援対象者数(人)	5	5	5	2	6	0
	徘徊高齢者等見守りネットワーク	新規登録者数(人)	5	5	5	3	4	2
	認知症カフェ	開催回数(回)	12	12	12	1	0	11
(7)参加と協働による地域福祉活動の推進	ボランティアセンター	登録グループ数	5	5	6	8	9	10
		登録者数(人)	60	65	70	87	73	82
	官民パートナーシップ協定	締結事業所数(所)	3	4	5	2	2	2
(8)防災・防犯・防疫対策の推進	家具転倒防止器具取付支援事業	給付件数(件)	5	5	5	1	2	10
	老人日常生活用具給付等事業	給付件数(件)	2	2	2	3	1	0
基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援								
(1)高齢者の人権尊重と虐待防止	人権街頭啓発	実施回数(回)	2	2	2	0	0	2
(2)高齢者の権利擁護	成年後見制度利用支援	町長申立件数(件)	1	1	1	0	0	1
		報酬扶助件数(件)	2	2	2	0	1	1
	市民後見人養成講座	開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営								
(1)介護サービスの充実	生活援助サービス従事者研修	開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
		参加者数(人)	5	5	5	2	3	2
(2)家族介護への支援	介護用品支給事業	延対象者数(人)	48	49	50	34	38	33
	家族介護慰労金	支給人数(人)	1	1	1	1	0	1

(2) 介護給付等に要する費用の適正化等に関する取組

(実績値の令和5年度は見込値)

基本目標・施策	成果指標	目標値			実績値			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営								
(3) 介護保険 制度の適 正・円滑な 運営	ケアプラン点検	実施事業所 数(所)	町内 全事業所	町内 全事業所	町内 全事業所	13 (全事業所)	13 (全事業所)	13 (全事業所)
	認定調査票・主治医 意見書の点検	点検割合 (%)	100	100	100	100	100	100
	介護認定審査会委 員への研修	開催回数 (回)	1	1	1	1	1	1
	住宅改修事前事後 点検	訪問点検件 数(件)	28	28	28	15	6	3
	福祉用具購入時調 査	調査件数 (件)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	医療情報との突合	点検回数 (回)	12	12	12	12	12	12
	縦覧点検	点検回数 (回)	12	12	12	12	12	12
	給付費通知	通知回数 (回)	4	4	4	4	4	4

(3) リハビリテーション指標

(実績値の令和5年度は計画策定時点で非公表)

項目	単位	現状値		目標	実績値(令和5年度)		
		大阪府	忠岡町		全国	大阪府	忠岡町
生活機能向上連携加算算定者数 (認定者1万対)	人(認定者1万対)	248.44	56.97	上昇	データなし		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数合計 (認定者1万対)	人(認定者1万対)	27.85	16.16	上昇			

第5章 計画の理念と施策体系

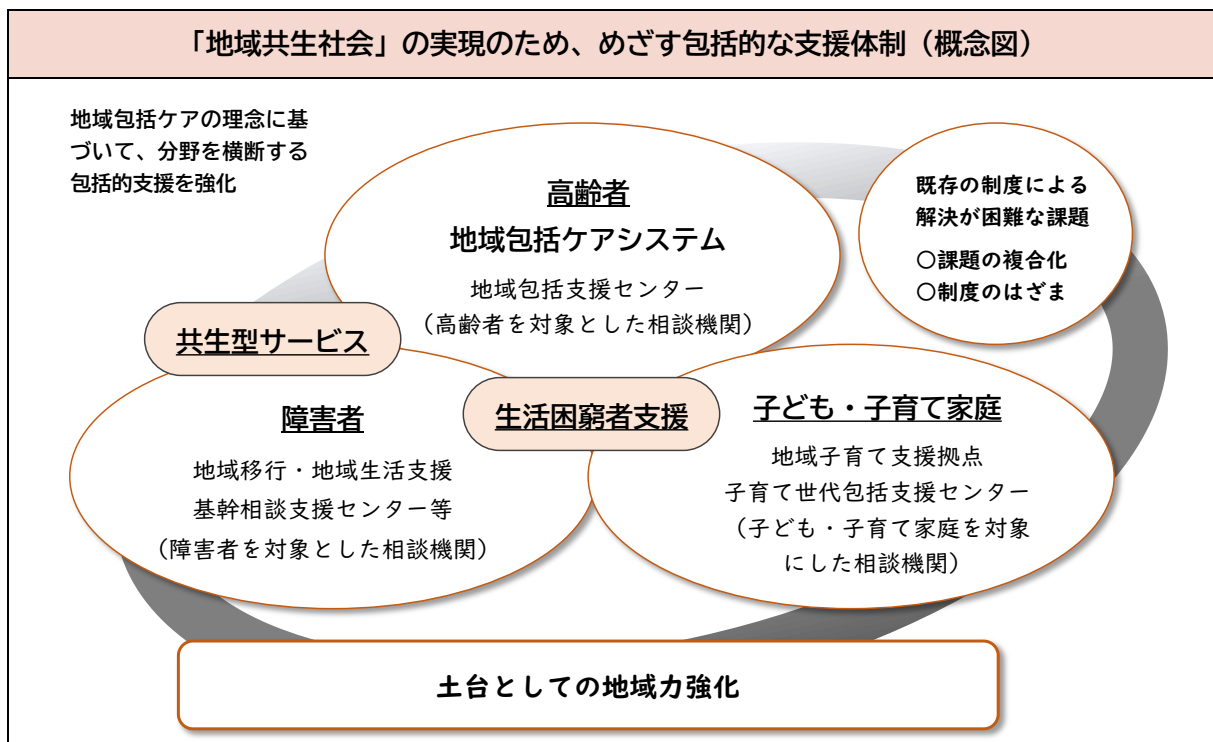
1. 計画によりめざす将来像

◇将来像◇

**つながり つどい とともに支え合う
健康長寿と安心介護のまち ただおか**

本計画では、前期計画でめざす将来像を継承しつつ、「地域共生社会」の実現に向けた視点から「ともに」というキーワードを補完し、「つながり つどい ともに支え合う 健康長寿と安心介護のまち ただおか」を計画によりめざす将来像に掲げます。

本計画では、この将来像のもとに、従来の施策をさらに充実して展開するとともに、2040年までの介護需要等を勘案したサービス基盤・人的基盤整備の対応や介護保険サービスの持続可能性の担保等について取り組んでいきます。



※上図のうち、本計画においては主に地域包括ケアシステムに関する施策・取組を記載しています。

2. 基本目標

めざすまちの姿の実現に向けて、次の4つの目標を施策の基本的な柱として位置づけ、関連する施策を展開します。

基本目標1

健やかでいきいきした暮らしのための支援

つながり

支え合い

健康長寿

各種保健事業等の実施により、生涯にわたって健康で暮らせるよう支援します。また、高齢者が地域社会の一員として自分らしく充実した暮らしを続けられるよう、社会参加の機会を提供するとともに、高齢になっても暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

- 1-1 健康づくりと生活習慣病の予防
- 1-2 生きがいづくりの推進
- 1-3 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

基本目標2

地域での自立した暮らしのための支援

つながり

支え合い

健康長寿

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的な確保をめざす地域包括ケアの構築を推進するため、相談支援体制や各種情報提供、医療・介護の連携、地域包括支援センターの機能強化、介護予防やリハビリテーション、認知症の人と共に生きるまちづくり、支え合いの地域づくり、防災・防疫対策など多方面から地域での自立した暮らしの実現をめざします。

- 2-1 相談支援・情報提供体制の充実
- 2-2 地域包括支援センターの機能強化
- 2-3 介護予防・重度化防止の推進
- 2-4 生活支援の充実
- 2-5 医療と介護の連携の推進
- 2-6 認知症対策の推進
- 2-7 防災・防犯・防疫対策の推進

基本目標3

尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

支え
合い

人権尊重と虐待防止を推進するため、住民の意識醸成に努めるとともに、関係機関と連携して虐待防止の体制整備にも努めます。また、今後、認知症の高齢者の増加が想定される中で、成年後見制度の利用促進等を進め、尊厳と権利が守られた暮らしの実現をめざします。

- 3-1 高齢者の人権尊重と虐待防止
- 3-2 高齢者の権利擁護

基本目標4

介護サービスの充実と適正な運営

安心
介護

介護が必要な状態になった高齢者に対して適切な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの確保・充実に努めるとともに、介護保険制度の持続に向けた介護給付の適正化についても取り組み、安定的な介護保険制度の運営を実現します。

- 4-1 介護サービス提供体制の充実
- 4-2 介護保険事業の適正な運営

3. 施策体系

《計画によりめざす将来像》

つながり つどい とともに支え合う 健康長寿と安心介護のまち ただおか

基本目標1

健やかでいきいきした暮らしのための支援

- …▶ 1-1 健康づくりと生活習慣病の予防
- …▶ 1-2 生きがいつくりの推進
- …▶ 1-3 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

基本目標2

地域での自立した暮らしのための支援

- …▶ 2-1 相談支援・情報提供体制の充実
- …▶ 2-2 地域包括支援センターの機能強化
- …▶ 2-3 介護予防・重度化防止の推進
- …▶ 2-4 生活支援の充実
- …▶ 2-5 医療と介護の連携の推進
- …▶ 2-6 認知症対策の推進
- …▶ 2-7 防災・防犯・防疫対策の推進

基本目標3

尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

- …▶ 3-1 高齢者の人権尊重と虐待防止
- …▶ 3-2 高齢者の権利擁護

基本目標4

介護サービスの充実と適正な運営

- …▶ 4-1 介護サービス提供体制の充実
- …▶ 4-2 介護保険事業の適正な運営

第6章 施策の展開

基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援

1-1 健康づくりと生活習慣病の予防

「忠岡町健幸づくり・食育推進計画」を踏まえ、生活習慣病予防等に向けた各種保健事業を実施するとともに、健康づくり意識の普及啓発や健康相談など、住民の健康に関して抱える悩み事の解消や、健康に対する意識の醸成を図り、若年層から高齢者までライフステージごとや健康分野別の健康づくりを進めます。

①健康づくりの推進

施策・事業
(1) 健康づくり意識の普及啓発（保健センター） ○高血圧や禁煙等、健康増進月間や週間に合わせ、パネルや模型の展示などを行うとともに、広報やホームページを活用し、健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。
(2) 健康づくり活動への支援（保健センター） ○保健師や管理栄養士が生活状況等を聞き取り、住民に対してライフスタイルに合わせ自己管理できるよう支援します。 ○かかりつけ医と連携して生活改善を指導する等、地域の中で健康生活をサポートしていく体制整備を行います。
(3) 健康手帳の活用（保健センター） ○日常的な健康状態を継続的に記録し、自らの健康管理に役立てられるよう、健診を受診された方や手帳取得を希望された方に手帳の交付や取得方法を周知し、健康手帳の効果的な活用促進を図ります。
(4) 健康相談の推進（保健センター） ○健康に関する相談を窓口、電話にて常時受け付けし、必要に応じ医療機関等の関係機関へつなぎ、住民の不安解消に努めます。

施策・事業
(5) がん検診等の推進（保健センター） ○がん疾病を予防するため、初めてがん検診の対象となる方への無料検診ハガキの送付やがん検診重点勧奨者への勧奨ハガキの送付等、個別のアプローチに合わせ、SNS等を活用した普及啓発を行います。
(6) 骨粗しょう症予防の推進（保健センター） ○骨粗しょう症を予防し、転倒による骨折から寝たきりを予防するため、30歳から骨粗しょう症検診を実施し、若い世代から骨粗しょう症への関心と骨密度の維持を促進します。
(7) 予防接種（保健センター） ○インフルエンザと肺炎球菌ワクチン予防接種の実施及び費用の助成を行い、発病及び重症化への予防を図ります。
(8) 健康支援システムによる健康施策の推進（保健センター） ○「健康支援システム」を活用し、乳幼児健診、住民健診、予防接種の受診履歴等から住民一人ひとりの健康管理を支援するとともに、健康データの分析・活用により、本町の特性に応じた健康施策の推進に取り組みます。

②生活習慣病の予防の推進

施策・事業
(1) 特定健康診査の推進（保険課） ○がん検診とのセット受診可能な日程、休日健診の実施等、受診しやすい体制づくりを行うとともに、個別電話勧奨や広報、ハガキ等による受診勧奨を行います。 ○インセンティブ制度を導入し、健康づくりへの積極的・自主的な取組を推進します。
(2) 特定保健指導の推進（保険課） ○保健師と管理栄養士が連携し、特定健康診査受診者への結果説明や指導を行います。 ○特定保健指導対象者に対し、経過を見ながら個人の状況に応じた指導・支援を行います。
(3) 健康教育の推進（保健センター／高齢介護課／地域福祉課） ○糖尿病や高血圧、認知症やフレイル予防等、住民に身近な健康に関する講座を行い、健康への意識づけや正しい知識の普及啓発を行います。

施策・事業
(4) 訪問指導（保健センター） ○保健師等が訪問指導を行い、家庭内での状況を把握しながら、より具体的な生活習慣の改善、指導を行います。
(5) 歯科健診の推進（保健センター） ○成人歯科健診事業の周知や受診勧奨を行うとともに、若い世代から歯周疾患の予防のための知識の普及を図ります。 ○高齢時の残歯の本数の増加、口腔ケアや嚥下機能の維持・向上等、ライフステージに応じた啓発を行います。

1-2 生きがいつくりの推進

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいつくりを推進します。高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労やボランティア等への機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、老人クラブ等の高齢者の自主運営団体に対する活動支援を行います。

①生涯学習の推進

施策・事業
(1) 各種講座の提供（生涯学習課） ○文化会館を中心に、高齢者等の多様なニーズを踏まえた学習系の連続講座開講を検討するとともに、その時々の方情を踏まえた講座の充実を図ります。
(2) 生涯スポーツの推進（生涯学習課） ○体育大会やマラソン大会等を開催するとともに、スポーツ推進委員協議会と連携し、チャレンジ・ザ・ウォークの開催等、スポーツを楽しむ機会の提供・拡充に努めます。
(3) グループ・サークル活動等の育成支援（生涯学習課） ○クラブの発表の場となっている文化協会主催の文化祭、ふれあいフェスティバル、音楽祭の開催を支援します。

②社会参加の推進

施策・事業
(1) 老人クラブの運営支援（地域福祉課） ○老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいや健康づくり、地域社会との交流を支援します。
(2) 総合福祉センター等における事業の推進（高齢介護課） ○総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家を活用した高齢者の健康増進や、クラブ活動、教養・レクリエーション活動等の事業を推進するとともに、各種取組を周知することで利用を促進します。
(3) 老人福祉農園の運営（高齢介護課） ○心身の健康の保持や高齢者相互の親睦を深める機会を提供する老人福祉農園を実施するとともに、取組を周知して利用を促進します。
(4) 健康と生きがいづくりの推進（高齢介護課） ○町社会福祉協議会において子どもとの世代間交流や各サークル・クラブによる施設等への慰問活動を行うとともに、健康づくりのためグラウンドゴルフ大会等を実施します。
(5) ボランティア活動の促進（地域福祉課） ○町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア入門講座や手話通訳奉仕員講座等を実施し、ボランティア活動の促進を図ります。

③就労支援

施策・事業
(1) シルバー人材センターへの支援（高齢介護課） ○健康で働く意欲のある高齢者（60歳以上）が豊かな経験を生かし、働くことを通じ、生きがいづくりや社会参加ができるよう、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、様々な媒体や機会を活用して会員募集の強化を図ります。
(2) 求人情報の提供（産業建築課） ○就労を希望する高齢者等に有効な情報を提供するため、庁舎内に求人情報誌等を設置するとともに、産業建築課内の就労支援センターでは、全国ハローワークによる直近の求人情報が随時閲覧できるよう支援します。 ○大阪労働局編集の「高齢者のための再就職 知っ得ガイド」等も広く活用します。

施策・事業
(3) 高齢者が働きやすい職場環境づくり（産業建築課） ○高齢者が社会で活躍し続けられるよう、65歳までが対象となる「忠岡町レベルアップ支援補助金（職業や就労に適した技能や資格を修得した際の経費の一部補助）」や厚労省のシニアワークプログラム（55歳以上対象の雇用を前提とした技能講習）等の施策周知に努めます。

④交流の促進

施策・事業
(1) 学校等における世代間交流の促進（学校教育課／教育みらい課） ○高齢者が、子どもたちとふれあうことで生きがいを持てるよう、保育所や幼稚園、小学校等の行事等への高齢者の招待を推進し、子どもたちと高齢者との交流を促進します。
(2) 地域における世代間交流の促進（生涯学習課／高齢介護課） ○キッズクラブが総合福祉センターを訪問して高齢者から昔ながらの遊びを学ぶ等、地域における世代間交流を推進します。

1-3 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

高齢者や障がいのある人をはじめとした、誰もが活動しやすい生活環境づくりを進めるため、道路・歩道や公共施設等の整備・改善に努めるとともに、交通マナー向上をめざした意識啓発も推進します。

①人にやさしい福祉のまちづくりの推進

施策・事業
(1) 福祉のまちづくりの普及啓発（高齢介護課／産業建築課） ○福祉のまちづくりに向けて、広報やホームページ等の各種媒体を活用し、交通マナー向上に関する情報提供や啓発・助言に努めます。

施策・事業
(2) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進（産業建築課） ○福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが利用しやすい公共的施設の整備を、事業者等が自ら取り組むよう、情報提供や啓発・助言に努めます。
(3) 道路・歩道のバリアフリー化（産業建築課／土木課） ○安全で利用しやすい道路交通環境への改善のため、段差解消や勾配の緩和、視覚障がい者誘導ブロックの設置等、全ての人に利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路・歩道整備に努めます。
(4) 移動の支援（高齢介護課／産業建築課） ○福祉バスについて、住民ニーズを踏まえたルートや停留所の再設定を行い、利便性の向上と利用促進につなげます。

②交通安全対策の推進

施策・事業
(1) 交通安全教室の開催（産業建築課） ○警察や交通安全協会等の関係機関、老人クラブをはじめとする町の各種団体と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や各種媒体を活用した情報発信を行い、交通マナーの向上と安全意識の啓発に努めます。
(2) 安全運転の啓発（産業建築課） ○広報やホームページ等の各種媒体を活用し、高齢者に対し交通事故防止に関する情報発信を行い、交通安全に関する啓発を推進します。 ○「高齢者体験・実践型交通安全教室」を関係機関と連携して実施し、安全教育活動に努めます。 ○自転車の安全利用及びヘルメット着用及び運転免許自主返納に係る周知を図ります。

基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援

2-1 相談支援・情報提供体制の充実

高齢者とその家族が安心して生活できるよう、庁内各課をはじめ、地域包括支援センター、保健センター、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、薬局、関係事業所等と連携し、総合的な相談支援体制づくりに努めるとともに、高齢者福祉に関する各種情報提供にも努めます。

①相談体制の充実

施策・事業
(1) いきいきネット相談支援センターとの連携（地域福祉課） ○援護を要する高齢者、障がいのある人等を見守り、課題の発見、専門的相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等を行っている「いきいきネット相談支援センター」と地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携を強化して、高齢者支援ネットワークを構築します。
(2) 苦情対応の強化（高齢介護課／地域福祉課） ○町担当課窓口、地域包括支援センターにおいて、苦情相談を受けられる体制を強化するとともに、大阪府国民健康保険団体連合会との連携を深め、対応の充実を図ります。 ○福祉サービスに関する苦情については、大阪府社会福祉協議会に設置されている苦情解決の専門機関である「運営適正化委員会」における相談及び解決の斡旋を積極的に活用できるよう、周知を図ります。
(3) 介護サービス相談員の活動充実（高齢介護課） ○介護保険施設や介護事業所等を訪問し、利用している高齢者の日常的な疑問や不満をくみ取り、相談に応じながら利用者と介護サービス事業者・町の橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上に向けた活動に取り組んでいる「介護サービス相談員」の活動を支援します。
(4) 身近な地域での相談対応の充実（高齢介護課／地域福祉課） ○民生委員・児童委員の研修についてより一層の充実を図り、ひとり暮らし高齢者をはじめ、高齢者世帯等に対する相談に対応できるように支援します。

②情報提供体制の充実

施策・事業
(1) 広報の充実（高齢介護課／地域福祉課／企画人権課） ○高齢者に対する保健・福祉に係る制度・施策の情報について、広報やホームページ、出前講座等の多様な機会を活用し、わかりやすく伝わりやすい住民への周知を図ります。
(2) 介護保険関係事業者連絡会を通じたサービス情報の提供（地域福祉課） ○行政・事業者間による情報共有の場を定期的に行い、利用者がニーズに応じて介護サービス事業者を選択できるよう、的確な情報の提供を働きかけます。
(3) 情報提供機能の充実（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者やその家族等が、身近な地域で介護保険制度や地域支援事業等の事業についての情報が得られるよう、地域包括支援センターの情報提供機能の充実に努めます。 ○ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者で、自らが情報を入手することが困難な人に対して、関係機関や民生委員・児童委員等と協力しながら、情報提供を進めます。

2-2 地域包括支援センターの機能強化

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的な確保をめざす地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、高齢者のニーズや状態に応じたサービスや支え合いが切れ目なく包括的に提供できる体制が必要です。

そのため、高齢者に関する総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

①地域包括支援センターの機能の充実

施策・事業
(1) 総合相談支援業務（地域福祉課） ○住民の利便を考慮した身近な総合相談窓口として機能強化を図るとともに、相談を具体的な支援につなげるため、関係者や専門機関との連携を強化します。

施策・事業
(2) 権利擁護業務（地域福祉課） ○高齢や認知機能の低下により判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、虐待や消費者被害等についての相談を受け付け、病院や認知症疾患医療センター等の関係機関と連携して支援します。 ○町社会福祉協議会や関係機関との連携により、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知するとともに、必要な人への利用支援を行います。
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域福祉課） ○高齢者への介護サービス計画（ケアプラン）の作成等の業務を行う介護支援専門員に対して、個別相談や情報提供等の支援を行います。 ○研修会や勉強会等を開催し、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、医療・保健・介護等の多職種連携による包括的なケアマネジメントを推進します。
(4) 介護予防ケアマネジメント業務（地域福祉課） ○要支援の人や、支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるよう、介護予防を目的とした支援を行います。 ○介護状態になるリスクがある高齢者に「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「閉じこもり予防」、「認知機能低下予防」、「うつ予防」等に関する各種介護予防サービスや地域資源等のインフォーマルなサービスの情報提供を行い、参加を促します。
(5) 地域ケア会議の推進（地域福祉課） ○地域ケア会議・事例検討会を通じて多機関・多職種で連携を図り、高齢者一人ひとりの状態や環境に配慮した支援を行います。 ○地域ケア会議の定期的な開催を行い、個別支援の積み重ねによる支援ネットワークの構築と地域課題の把握、施策への反映に努めます。
(6) 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携（高齢介護課／地域福祉課） ○それぞれの担当地域において生活困窮者、高齢者、母子、障がいのある人等に対して、相談や援助、あるいは保護・指導を行ったり、関係行政機関との橋渡しを行います。

施策・事業
(7) 社会福祉法人の社会貢献活動の促進（地域福祉課） ○社会福祉法人（施設）が、自らの専門的な援助知識・相談技術を活用して、各種制度の狭間で生活に困難をきたしている人を援助する、施設コミュニティソーシャルワーカーの社会貢献活動の活用を図ります。
(8) 地域包括支援センター等に関する情報の公表等（地域福祉課） ○地域が一体となって地域包括ケアシステムを構築するため、多様な経路や手法により、町がめざす方向について関係者が理解を深められるよう、考え方や取組についての普及啓発を図ります。 ○地域包括支援センターの役割や配食・見守り等、生活支援、介護予防サービス等に関する情報提供を積極的に進めます。

2-3 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が地域において自立した日常生活を続けられるよう、介護予防と要介護状態の維持・改善をめざして「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。また、住民主体の継続的な介護予防の取組を推進し、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側として社会参加することを促進します。

また、保健師やリハビリテーション専門職等、介護予防の場に専門職を派遣することで、より効果的に介護予防を推進できる体制の構築をめざします。

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策・事業
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業についての啓発（高齢介護課／地域福祉課） ○介護予防・日常生活支援総合事業に関する内容について、広報やパンフレットを活用して情報提供を行い、周知します。
(2) 介護予防対象者の把握とサービスの提供（高齢介護課／地域福祉課） ○基本チェックリストを3年に1度送付・実施するとともに、民生委員・児童委員等地域団体等との連携により、支援を必要とする住民の把握に努めます。 ○専門職や対応職員のスキルアップを図り、チェックリストの結果に基づいて介護予防教室の参加につなげる等、介護予防サービスの提供を図ります。

施策・事業
(3) 介護予防教室の開催（地域福祉課） ○関係団体や教育機関等と連携・協力し、効果的で楽しみながら行える運動プログラム（お元氣いきいき教室・インターバル速歩等）の開催や、介護予防等に関する普及・啓発を、総合福祉センターや地域の集会所等、高齢者にとって身近な地域で行います。 ○高齢者の方が自宅でも取り組める介護予防プログラムについて検討を進めます。
(4) 介護予防マネジメントの実施（地域福祉課） ○高齢者の身体機能を考慮し、自立支援に向けたサービス提供を適切に実施するため、介護予防マネジメントを実施して評価を行うとともに、サービスの適正化を図るための点検に取り組みます。
(5) 訪問による指導・助言（地域福祉課） ○うつや閉じこもり、認知症のおそれがある等、支援を要する高齢者やその家族等からの相談に対して訪問による状況把握を行い、必要な指導・助言を行うよう努めます。
(6) 介護予防と保健事業の一体的な取組（高齢介護課／地域福祉課／保険課／保健センター） ○医療・健診・介護データを活用し、地域の健康課題を整理するとともに、健診結果から生活習慣病等の健康課題がある人には、保健師や管理栄養士による個別・集団保健指導等を実施し、フレイルや疾病予防、重症化防止に取り組みます。 ○通いの場等に保健師等を派遣し、健康相談等を開催します。
(7) 介護予防のための自主グループの育成・支援（高齢介護課／地域福祉課） ○介護予防教室の利用者や特定保健指導の受講者等を中心に、地域で健康づくりや介護予防のための活動を行う自主グループを育成するとともに、「ただおかいきいき健康体操」DVD等の活用による活動の支援を行います。 ○既存の地域活動団体を対象として、介護予防に関する活動の実施を促進します。
(8) 介護予防・生活支援サービス事業（高齢介護課／地域福祉課） ○訪問型と通所型のサービスはA型（緩和した基準によるサービス）を従前から実施しています。また、短期集中予防サービスであるサービスC型、住民主体のサービスであるB・D型の実施については、実施に向けた検討を行います。

2-4 生活支援の充実

高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活に関する支援や住まいの確保に取り組むとともに、家族介護者への支援も行います。

①生活支援の充実

施策・事業
(1) 緊急通報体制等整備事業（高齢介護課） ○ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域社会で安心して生活が送れるよう、看護師等が24時間体制で応答可能な緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急事態発生時には協力員や消防本部への通報等による速やかな援助を行うとともに、設置にあたっての協力員の確保にも努めます。
(2) 在日外国人高齢者福祉金（高齢介護課） ○老齢年金等の支給が受けられなかった在日外国人に対し、在日外国人高齢者福祉金を支給します。
(3) 生活管理指導短期宿泊事業（高齢介護課） ○要介護認定の結果「非該当」と判定されたひとり暮らし高齢者が、基本的な生活習慣の欠如により体調不良に陥った場合等に、指定介護老人福祉施設等の空きベッドを利用し、一時的に受け入れを行い生活習慣等の指導と体調調整を図ります。
(4) 街かどデイハウス事業の推進（高齢介護課） ○地域の中で高齢者同士の交流と介護予防活動が展開できるよう、街かどデイハウス事業を実施するため、事業について周知を行い、事業者等を実施を働きかけます。
(5) 食の自立支援事業（配食サービス）（高齢介護課） ○調理が困難な高齢者等に定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、高齢者の健康増進を図り、自立した生活を維持できるよう支援します。
(6) 水道料金等補助事業（高齢介護課） ○ひとり暮らし高齢者（単身高齢者世帯）等に対し、水道料金の基本料金について補助を行います。

②高齢者の住まいづくり

施策・事業
(1) 高齢者の住まいの安定確保（高齢介護課／産業建築課／広域事業者指導課） ○高齢者の多様な住まいへのニーズに対応するため、高齢者の入居を受け入れる大阪府の登録制度（大阪あんしん賃貸支援事業）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。 ○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、入居者の要介護状態等の把握とともに、特定施設入居者生活介護の指定等も含め、需要と供給のニーズを的確に把握しながら、高齢者の住まいの安定確保について検討します。
(2) 養護老人ホームの措置（高齢介護課） ○居宅での生活が困難な要援護高齢者に対するサービス提供施設として、必要に応じて養護老人ホームに対する措置を行います。
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用促進（高齢介護課） ○本町には軽費老人ホーム（ケアハウス）が1箇所（50床）あります。高齢者が支援や介護を必要とする場合、住まいの選択の一つとしての利用を行います。
(4) 住宅改修の促進（高齢介護課） ○支援や介護を要する状態になっても、住み慣れた自宅で生活を送ることができるよう、介護保険制度における住宅改修について周知するとともに、利用促進を図ります。

③家族介護者への支援

施策・事業
(1) 介護知識についての情報提供（高齢介護課／地域福祉課） ○介護者が介護に関する正しい知識や技術等を習得できるよう、広報やパンフレット等による情報提供や地域における出前講座等での普及啓発を進めます。
(2) 介護用品支給事業の推進（高齢介護課） ○在宅の要介護者を介護している家族の経済的負担の軽減及び生活環境の改善を含めた在宅介護の維持を図るため、事業を実施します。

施策・事業
(3) 家族介護慰労事業の推進（高齢介護課） ○町内に居住する要介護2（認知症高齢者自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上と判定された町民税非課税世帯の在宅高齢者のうち、過去1年間介護保険によるサービスを受けずに家族の介護により在宅生活を維持している家族（住民税非課税世帯）に対して、その家族の慰労に寄与するとともに、要介護者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的に、家族介護慰労金の支給を実施します。

2-5 医療と介護の連携の推進

在宅介護の必要性が年々高まっている中、今後は医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ多様な状態の人が増加するため、行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層必要となります。

高齢者が安心して在宅生活を過ごすため、特に医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）において切れ目なく一体的に適切な介護・医療のサービスを受けられるよう、在宅医療・介護連携の強化やかかりつけ医の普及に努めます。

①医療と介護の連携強化

施策・事業
(1) かかりつけ医等の普及（保健センター） ○在宅生活の継続に向けて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つことの必要性についての啓発を図ります。
(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）と医療機関との連携（地域福祉課） ○在宅療養の必要な慢性疾患患者等が、退院後に適切な医療と介護を受けられるよう、介護支援専門員と医療機関、その他各種サービス提供機関相互の連携強化を進め、事例検討会や研修会も開催します。
(3) 在宅医療ネットワークの構築（高齢介護課／地域福祉課） ○介護や医療を必要とする高齢者等が、よりよいサービスを選択できるよう、介護支援専門員をはじめ介護サービス事業者、医師、歯科医師、薬剤師などが連携・協力できる体制を整備します。 ○かかりつけ医と専門医との連携や、ターミナルケアに必要な施設間の連携を推進します。

施策・事業
(4) 在宅医療についての相談や情報提供体制の確立（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者の在宅医療と介護に関する情報の収集や提供・相談体制の確立を図るため、高齢者やその家族、また医療・介護従事者が必要時に情報収集することができるポータルサイトに関する周知や、泉大津市医師会等との連携により、情報提供の充実に努めます。

2-6 認知症対策の推進

認知症の推計からも伺えるように、今後、認知症高齢者の増加が見込まれています。認知症は誰もがなりうることから、認知症に対する正しい理解が町全体に広がるよう、認知症施策推進大綱及び「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）を踏まえ、認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）や様々な機会により啓発を実施するとともに、認知症本人や家族の視点を重視し、認知症の人の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

①認知症に関する理解啓発や相談の充実

施策・事業
(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症予防の生活習慣が身につくよう、また、早期発見による治療を促進できるよう、広報や講習会、健康教育等の機会を活用し、正しい知識の普及啓発を図ります。 ○住民や介護事業所に対する若年性認知症についての啓発や研修会を行います。
(2) 認知症サポーターの養成（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症の人が地域で安心して生活することができるよう、学校や事業所等と連携しながら、様々な人を対象として認知症サポーターを養成します。
(3) 認知症相談と初期対応の充実（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症初期集中支援チームを配置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、認知症発症初期から適切な支援が行えるよう体制整備を行っており、認知症に関する多様な相談に対応できるよう体制の充実に努めます。

施策・事業
(4) 認知症ケアパスの作成・周知（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症が疑われる症状が発症した場合に、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受ければよいのかを示している「認知症ケアパス」を作成し、周知します。
(5) 地域密着型サービス事業所との連携（高齢介護課／地域福祉課） ○日頃の地域交流の中で、地域に顕在化する課題やニーズに気づき、早期に対応できるよう、地域密着型サービス事業所との一層の連携強化を図ります。

②認知症の本人や家族に対する支援

施策・事業
(1) 認知症地域支援推進員の配置（高齢介護課／地域福祉課） ○若年性認知症を含めた認知症の人への効果的な支援を行い、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター（認知症地域支援推進員）について、地域包括支援センター職員が担い、医療機関等との連携や、認知症の人の社会参加活動の体制整備を行います。
(2) 地域密着型サービスの提供（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症高齢者が身近な地域でサービスの提供を受け、精神的に安定した生活が送れるよう、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供を進めるとともに、サービスの質の向上に向けて、職員に対し認知症高齢者の介護に関する研修の受講促進を図ります。
(3) 徘徊高齢者等見守りネットワーク事業の推進（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徘徊のおそれのある方の情報を事前に登録し、地域の協力のもと、行方不明時の早期発見につなげる徘徊高齢者等見守りネットワーク事業について、協力機関の増加を図るとともに、事業の周知及び認知症の理解促進に努めます。
(4) 家族に対する支援（高齢介護課／地域福祉課） ○地域包括支援センターを中心に認知症に関する相談体制の充実を図るとともに、介護者自身が心身の健康を保持することができるよう、家族介護者交流事業を実施する等、介護者の負担軽減に努めます。

施策・事業
(5) 認知症カフェの設置（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症高齢者等をはじめ、介護家族、地域住民、介護や福祉等の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動等のできる認知症カフェについて、継続して設置するとともに、利用促進のため一層の周知を図ります。

2-7 防災・防犯・防疫対策の推進

いつ起こるとも知れない災害に対して「忠岡町地域防災計画」に沿った体制づくりや、あらゆる感染症対策に資する取組を推進し、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保するとともに、振り込め詐欺や押し売り等の犯罪被害防止に努めます。

①防災対策の推進

施策・事業
(1) 防災意識の啓発（危機管理課） ○防災訓練や防災講演会を開催するとともに、各自主防災組織における避難訓練や机上訓練等を支援します。 ○幅広い方に参加していただけるよう、防災訓練等の各種取組に関する案内方法や取組内容の見直しを検討します。
(2) シルバーライフラインの充実（高齢介護課／地域福祉課／危機管理課） ○地域ケア体制整備を進めるため、民生委員・児童委員、自主防災組織、各自治振興協議会、社会福祉協議会等と協力し、災害時に自力での避難が困難な障がい者や、高齢者一人ひとりに対する地域での支援体制（災害時避難行動要支援者支援プラン）を推進します。 ○高齢者が安心して生活できるよう、災害時避難行動要支援者の支援者となる住民の増加に向けた周知や福祉避難所の増加に向けた取組を進めるとともに、介護サービス事業者への災害時対応マニュアルの整備を促進します。
(3) 家具等転倒防止器具取付事業（高齢介護課） ○要介護高齢者を含む世帯等に対し、地震発生時における家具等の転倒又は移動による人的被害の軽減を図るため、家具等転倒防止器具を支給し、取付費用を助成します。

施策・事業
(4) 老人日常生活用具給付（高齢介護課） ○ひとり暮らしの要援護高齢者等が安全・安心な生活を送れるよう、電磁調理器、火災警報器、自動消火器等の給付を実施します。

②防犯対策の推進

施策・事業
(1) 住民の支え合いによる防犯対策の推進（高齢介護課／地域福祉課／危機管理課） ○防犯委員会において、まちを明るくすることにより犯罪の減少をめざす一戸一灯運動や季節ごとの地域安全運動、年末には夜警運動を実施します。
(2) 消費者被害の防止と対応の充実（高齢介護課／産業建築課） ○高齢者が消費者被害に遭わないよう、町社会福祉協議会（小地域ネットワーク事業）や地域の企業等からの要望により、消費生活専門相談員による出前講座を実施し、各種悪徳詐欺やクーリングオフの手法等をわかりやすく解説するとともに、悪質な訪問勧誘お断りシール等の啓発グッズを配布します。

③防疫対策の推進

施策・事業
(1) 介護事業所等における防疫対策の推進（高齢介護課／地域福祉課） ○感染症発生時に備え、府や事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行います。 ○福祉施設、事業所等での感染拡大防止策を図るため、感染症に対する理解を深めるための適切な情報提供に努めます。
(2) 感染症発生時の支援体制整備（高齢介護課／健康こども課／危機管理課） ○感染症発生時においても継続的なサービス提供が維持できるよう関係者の連携体制を構築するとともに、事業所等の適切な感染防護具、消毒液等、感染症対策に必要な物資の備蓄・調達体制の整備等に努めます。

基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

3-1 高齢者の人権尊重と虐待防止

高齢者や認知症の方等の人権尊重と虐待防止を推進するため、福祉意識の醸成や人権に関する理解の促進、関係機関と連携した虐待防止の体制整備を進めます。

①人権意識の啓発

施策・事業
(1) 学校における福祉教育の推進（学校教育課） ○町内の小学生が、高齢者福祉や障がい者福祉、社会福祉に対する理解や関心を深められるよう、町社会福祉協議会や地域団体等との連携を図り、地域の高齢者等との交流やボランティア体験、福祉体験等の機会の充実に努めます。
(2) 人権啓発の推進（高齢介護課／地域福祉課／企画人権課） ○高齢者や認知症の方、障がいのある人、ハンセン病回復者等、あらゆる人に対する理解と人権意識を深められるよう、広報等を活用して人権啓発を推進します。

②高齢者の虐待防止

施策・事業
(1) 高齢者虐待防止に関する意識啓発（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待を発見したときは、身近な民生委員・児童委員や警察、高齢介護課、地域包括支援センター、町社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーに通報することを周知し、町をあげて虐待防止や早期発見・早期対応に取り組めます。
(2) 早期発見・早期対応の体制の構築（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者の虐待防止に取り組むため、警察、医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待予防をはじめ早期対応、支援に取り組めます。
(3) 措置制度の活用（高齢介護課） ○高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用を図ります。

3-2 高齢者の権利擁護

高齢者の人権と意思を尊重するために、認知症、障がい等により判断能力が低下することに伴う権利侵害を未然に防ぎ、財産管理等の生活支援を行うため、関係機関との連携と事業・制度の周知を図ります。

①権利擁護の推進

施策・事業
(1) 日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知（高齢介護課／地域福祉課） ○日常生活自立支援事業や成年後見制度について、福祉関係者をはじめ町民等にも広く周知します。 ○将来、認知症になる不安の解消として、事前に申立てを行う任意後見制度についても周知を図ります。
(2) 高齢者の権利擁護に関する相談の充実（地域福祉課） ○地域包括支援センターにおいて、認知症高齢者をはじめとする高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、適切な支援につなげます。
(3) 成年後見制度の利用支援（高齢介護課） ○地域包括支援センター等の相談を通じ、制度の利用が必要であるが申立ての困難な人、低所得者に対して、申立てに係る費用や成年後見人等の費用を助成します。 ○身寄りのない認知症高齢者等が成年後見制度に基づく後見人等の申立てが必要な場合は、町長申立ての活用を図ります。
(4) 市民後見人の養成（地域福祉課） ○認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、市民後見人の育成に向けた制度周知や講座等を実施する等、住民が後見人になれるよう体制整備を行います。

基本目標4 介護サービスの充実と適正な運営

4-1 介護サービス提供体制の充実

介護を必要とする人が適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービスの充実や情報提供を行います。

また、介護サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

さらに、全国的な課題である介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、介護サービスの量と質の確保に努めます。

施策・事業
（１）介護サービスの基盤整備（高齢介護課） ○居宅サービスについては、要支援・要介護認定者が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、需要に見合うサービス供給量の確保に努めます。 ○地域密着型サービスについては、施設整備に伴う介護サービスの需要と供給及び保険料増とのバランスを見極めながら実施します。 ○施設サービスについては、施設等への入所を望む高齢者がそれぞれの心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、施設サービス供給量と質の確保に努めます。
（２）介護保険制度や各種サービスの周知（高齢介護課） ○介護保険をはじめとする各種制度やサービス、介護予防教室やサロン等が適切に利用されるよう、地域包括支援センターにおける相談支援や関係窓口等での情報提供、ホームページやパンフレット等による広報、各種講座、イベント等での啓発により、制度やサービスの周知に努めます。
（３）介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援（地域福祉課） ○地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員への個別相談や事例検討会の実施、情報提供等の支援を行うとともに、地域ケア会議等の会議を開催して関係者間での情報共有を図ります。 ○制度改正・支援困難事例等への対応力とケアマネジメント能力向上のための研修会等を実施します。

施策・事業

（４）介護人材の確保・定着に向けた取組の推進（高齢介護課）

○介護人材の確保・定着化を図るため、各種研修等により介護保険サービス従事者のキャリアアップを支援するとともに、介護職への就業等に関する情報提供等に取り組みます。

（５）介護保険サービス事業者への指導・助言（高齢介護課／広域事業者指導課）

○利用者から寄せられる相談や苦情は迅速に事業者に連絡するとともに、常に利用者の立場に立った適切なサービスが提供できるよう、改善に向けた指導・助言に努めます。

○介護保険サービス事業者に対して実地指導や集団指導を行うとともに、指導状況の公表や介護給付費通知の実施等、給付費の適正化も併せて行う等、事業者指導の強化を図ります。

（６）共生型サービスへの取組（高齢介護課）

○本町では、平成 30 年度の介護・障害福祉サービス報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準について、介護保険サービス又は障害福祉サービスの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするため、条例改正等の必要な対応を行いました。これらにより、「共生型サービス」の整備要望があった場合には、事業者の負担軽減を図るとともに、サービスの創設に向けた支援を行います。

4-2 介護保険事業の適正な運営

今後、持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組みます。

施策・事業
(1) 介護給付適正化の推進（高齢介護課／地域福祉課） <要介護認定の適正化> ○認定調査に従事する調査員一人一人が同じ視点に立ち同様の判断基準で調査が行えるよう、研修や指導の充実を図り、要介護認定の平準化に努めます。 ○公正かつ的確な認定に向けて、主治医意見書や特記事項の内容等が審査や判定に正しく反映されるように努めます。 <ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査> ○介護支援専門員が作成したケアプランが利用者の自立支援に向けた適正な計画となっているか点検するとともに、介護支援専門員への助言・指導等を行います。 ○事前申請時に提出された住宅改修の内容が、写真等で確認できない等疑義のある場合に、利用者宅への訪問調査を実施し、施工計画が適正か、またその効果等を確認します。 ○福祉用具の利用者等について、福祉用具の必要性や利用状況、費用額等を確認し、必要な場合は、利用者宅への訪問調査等により適切な福祉用具の利用を促します。 <縦覧点検・医療情報との突合> ○大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付に関する情報を活用し、請求内容の点検・医療情報との突合を行い、必要に応じて事業者に過誤申立等の指導を行います。 <介護給付費通知> ○利用者に自己のサービス利用状況を確認していただくことにより、事業者からの不適切・不正な給付を抑制し、利用者や事業者に対して適切なサービス利用を啓発します。
(2) 業務効率化の推進（広域事業者指導課） ○指定申請の提出項目の削減と様式の統一や実地指導の標準化・効率化、ウェブ入力・電子申請等のICT等の活用に向けた取組を推進し、文書負担を軽減します。

第7章 介護保険事業の推進

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーや介護福祉士等が入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話を利用者の居宅で行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問介護	回/月	12,081	12,274	13,015	13,299	13,359	13,668
	人/月	284	271	250	254	255	261

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、身体の清潔や心身機能の向上を図るため、居宅を訪問して行われる入浴サービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問入浴介護	回/月	74	75	72	72	72	72
	人/月	14	14	12	12	12	12
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護は、要支援・要介護者に対し、看護師・保健師・准介護士・理学療法士・作業療法士が利用者居宅で療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問看護	回/月	632	621	603	616	626	629
	人/月	101	86	93	95	96	97
介護予防訪問看護	回/月	128	151	193	199	206	199
	人/月	23	25	30	31	32	31

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防リハビリテーションは、要支援・要介護者に対し、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法その他の必要なりハビリテーションを行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問リハビリテーション	回/月	587	419	437	437	454	454
	人/月	43	33	32	32	33	33
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	281	223	153	161	161	153
	人/月	24	19	15	16	16	15

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、居宅において介護を受けている要支援・要介護者に対して、病院・診療所または薬局にいる医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問して療養上の健康管理や保健指導を行うサービスです。主なサービス内容としては、医師による歯科訪問診療、薬剤師による訪問薬剤管理指導等があげられます。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅療養管理指導	人/月	172	177	178	181	183	188
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	21	21	17	17	17	17

(6) 通所介護

通所介護は、居宅で介護を受けている要支援・要介護者が、デイサービスセンター等に通り、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることのできるサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
通所介護	回/月	2,392	2,163	1,898	1,908	1,919	1,975
	人/月	209	183	162	163	164	169

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、日常生活を送る上で支障のある要支援・要介護者に対し、心身機能の維持回復や生活機能の維持向上を目指し、介護老人保健施設・病院・診療所で理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを中心に行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
通所リハビリテーション	回/月	556	611	580	582	582	599
	人/月	68	75	74	74	74	76
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	80	88	84	88	88	87

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設に短期入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所生活介護	日/月	195	168	167	167	173	173
	人/月	20	16	22	22	23	23
介護予防 短期入所生活介護	日/月	1	6	22	22	22	22
	人/月	0.3	1	6	6	6	6

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設・介護医療院等に短期入所し、看護・医学的管理下における介護・機能訓練等の必要な医療及び日常の世話をを行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
短期入所療養介護	日/月	40	27	82	65	65	65
	人/月	5	4	5	5	5	5
介護予防 短期入所療養介護	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、居宅で介護を受けている要支援・要介護者に対して日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸し出しを行うサービスです。貸し出しする福祉用具の種目には、車椅子・特殊寝台・床ずれ予防用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖・徘徊感知器・移動用リフト等があります。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
福祉用具貸与	人/月	340	335	309	313	316	322
介護予防 福祉用具貸与	人/月	175	178	173	180	181	180

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、居宅において介護を受けている要支援・要介護者が、入浴または排泄の際に要する福祉用具その他厚生労働大臣が定める福祉用具を購入した場合に定められた限度額（10万円）の購入費を支給するサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
特定福祉用具購入費	人/月	3	3	3	3	3	3
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	2	2	3	3	3	3

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、居宅において介護を受けている要支援・要介護者に対して、住宅の手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な住宅改修を行った場合に、定められた限度額内（20万円）の工事費を支給するサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
住宅改修	人/月	2	3	2	2	2	2
介護予防住宅改修	人/月	4	3	3	3	3	3

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム・ケアハウス等に入居している方に対し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
特定施設入居者 生活介護	人/月	6	12	13	13	13	13
介護予防 特定施設入居者 生活介護	人/月	3	3	2	2	2	2

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護・介護予防支援は、居宅サービスを適切に利用できるように、サービスを利用する方の状態・意向等を勘案した介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画が円滑に実施されるように、事業者や施設等との調整を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護支援	人/月	444	421	384	388	391	400
介護予防支援	人/月	226	233	227	237	238	236

2. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	5	2	2	2	2	2

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または利用者の求めに応じて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 地域密着型通所介護

定員が 18 名以下のデイサービスセンター等で、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができるサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 8 期			第 9 期		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
地域密着型通所介護	回/月	238	198	148	148	148	148
	人/月	22	15	12	12	12	12

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である人について、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 8 期			第 9 期		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
認知症対応型 通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型 通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、居宅の要支援・要介護者について、「通い」を中心として、その方の様態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供する介護サービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
小規模多機能型 居宅介護	人/月	15	14	11	11	11	11
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	人/月	4	4	7	7	7	7

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援・要介護者に対して、共同生活の場を提供し、介護や日常生活の世話、機能訓練等を行うものです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症対応型 共同生活介護	人/月	23	22	23	23	23	23
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定されている、定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入所している要介護者に対してケアを行います。入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、要介護状態となった人が自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 8 期			第 9 期		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 8 期			第 9 期		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）とは、平成 24 年度から創設されたサービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療・看護ニーズの高い要介護者を地域で支えていくサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 8 期			第 9 期		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
看護小規模多機能 型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0

3. 介護施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練・健康管理・療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人福祉施設	人/月	45	42	47	47	47	48

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定し、入院治療の必要がない方に対し、看護・医学的管理のもとでの介護及び機能訓練、その他の必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第8期			第9期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人保健施設	人/月	30	30	27	27	28	29

(3) 介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな施設です。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 8 期			第 9 期		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
介護医療院	人/月	2	2	0	0	1	1

4. 基盤整備について

(1) 地域密着型サービスの整備状況と利用定員

		第8期	第9期計画			
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護	施設数	2	2	2	2	
	定員	27	27	27	27	
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	

(2) 施設サービスの整備状況と利用定員

		第8期	第9期計画			
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
介護老人福祉施設	施設数	1	1	1	1	
	定員	100	100	100	100	
介護老人保健施設	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	
介護医療院	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	

※国の方針により、介護療養型医療施設については令和5年度末で廃止されました。

(3) 介護保険対象外サービス施設の整備状況と利用定員

		第8期	第9期計画			
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
養護老人ホーム	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	
軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設数	1	1	1	1	
	定員	50	50	50	50	
老人福祉センター	施設数	1	1	1	1	
在宅介護支援センター	施設数	1	1	1	1	

(参考) 特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等の利用定員

		第8期	第9期計画			
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
有料老人ホーム	施設数	3	3	3	3	
	定員	56	56	56	56	
サービス付き高齢者向け住宅	施設数	8	9	9	9	
	定員	167	197	197	197	

5. 介護保険サービスの量の見込み

(1) 介護サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／月

		第9期計画			将来推計		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
① 居宅サービス							
訪問介護	回／月	13,299	13,359	13,668	14,152	14,304	13,618
	人／月	254	255	261	270	273	260
訪問入浴介護	回／月	72	72	72	72	72	72
	人／月	12	12	12	12	12	12
訪問看護	回／月	616	626	629	648	661	625
	人／月	95	96	97	100	102	97
訪問リハビリテーション	回／月	437	454	454	479	496	454
	人／月	32	33	33	35	36	33
居宅療養管理指導	人／月	181	183	188	192	194	185
通所介護	回／月	1,908	1,919	1,975	2,026	2,048	1,950
	人／月	163	164	169	173	175	167
通所リハビリテーション	回／月	582	582	599	614	621	599
	人／月	74	74	76	78	79	76
短期入所生活介護	日／月	167	173	173	185	185	173
	人／月	22	23	23	24	24	23
短期入所療養介護（老健）	日／月	65	65	65	65	65	65
	人／月	5	5	5	5	5	5
短期入所療養介護（病院等）	日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人／月	313	316	322	332	336	321
特定福祉用具購入費	人／月	3	3	3	3	3	3
住宅改修費	人／月	2	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人／月	13	13	13	14	14	13

単位：回（日）、人／月

		第9期計画			将来推計		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
②地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	2	2	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回／月	148	148	148	148	148	148
	人／月	12	12	12	12	12	12
認知症対応型通所介護	回／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人／月	11	11	11	11	11	11
認知症対応型共同生活介護	人／月	23	23	23	25	25	23
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0	0
複合型サービス（新設）	人／月	0	0	0	0	0	0
③施設サービス							
介護老人福祉施設	人／月	47	47	48	51	52	50
介護老人保健施設	人／月	27	28	29	28	29	28
介護医療院	人／月	0	1	1	0	0	0
④居宅介護支援	人／月	388	391	400	413	417	396

(2) 介護予防サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／月

		第9期計画			将来推計		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回／月	199	206	199	206	199	187
	人／月	31	32	31	32	31	29
介護予防訪問リハビリテーション	回／月	161	161	153	161	161	153
	人／月	16	16	15	16	16	15
介護予防居宅療養管理指導	人／月	17	17	17	18	17	17
介護予防通所リハビリテーション	人／月	88	88	87	89	87	81
介護予防短期入所生活介護	日／月	22	22	22	22	22	22
	人／月	6	6	6	6	6	6
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人／月	180	181	180	185	180	166
特定介護予防福祉用具購入費	人／月	3	3	3	3	3	3
介護予防住宅改修	人／月	3	3	3	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	2	2	2	2	2	2
②地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	7	7	7	8	7	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
③介護予防支援	人／月	237	238	236	243	236	218

6. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービス給付費（見込額）

単位：千円／年

サービス種類	第9期計画			将来推計		
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①居宅サービス						
訪問介護	432,008	434,440	444,283	460,372	465,198	442,351
訪問入浴介護	11,642	11,657	11,657	11,657	11,657	11,657
訪問看護	38,195	38,827	39,065	40,224	41,037	38,786
訪問リハビリテーション	15,881	16,529	16,529	17,438	18,066	16,529
居宅療養管理指導	38,265	38,759	39,810	40,664	41,070	39,171
通所介護	180,112	181,515	186,993	191,194	193,392	184,303
通所リハビリテーション	57,331	57,404	59,122	60,688	61,352	59,122
短期入所生活介護	18,109	18,803	18,803	20,056	20,056	18,803
短期入所療養介護（老健）	10,234	10,247	10,247	10,247	10,247	10,247
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	57,242	57,879	58,920	60,720	61,380	58,737
特定福祉用具購入費	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032
住宅改修費	1,723	1,723	1,723	1,723	1,723	1,723
特定施設入居者生活介護	33,543	33,585	33,585	36,087	36,087	33,585
②地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,820	6,828	6,828	6,828	6,828	6,828
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	15,201	15,220	15,220	15,220	15,220	15,220
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	28,805	28,842	28,842	28,842	28,842	28,842
認知症対応型共同生活介護	75,734	75,830	75,830	82,298	82,298	75,830
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
複合型サービス（新設）	0	0	0	0	0	0

単位：千円／年

	第9期計画			将来推計		
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
③施設サービス						
介護老人福祉施設	145,915	146,099	149,008	158,183	161,092	155,050
介護老人保健施設	99,896	103,391	107,198	103,830	107,819	103,830
介護医療院	0	3,174	3,174	0	0	0
④居宅介護支援	72,887	73,613	75,333	77,709	78,471	74,679
介護サービスの総給付費	1,340,575	1,355,397	1,383,202	1,425,012	1,442,867	1,376,325

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 介護予防サービス給付費（見込額）

単位：千円／年

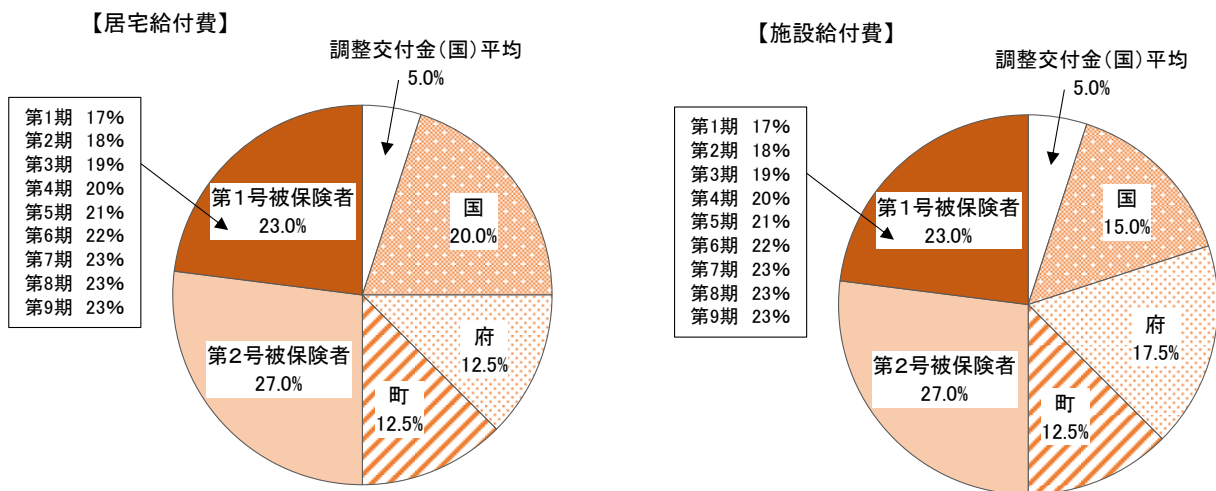
サービス種類	第9期計画			将来推計		
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,654	9,953	9,666	9,953	9,666	9,022
介護予防訪問リハビリテーション	5,419	5,426	5,137	5,426	5,426	5,137
介護予防居宅療養管理指導	2,351	2,354	2,354	2,501	2,354	2,354
介護予防通所リハビリテーション	36,618	36,664	36,140	36,946	36,140	33,723
介護予防短期入所生活介護	2,059	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,577	12,632	12,577	12,909	12,577	11,610
特定介護予防福祉用具購入費	1,232	1,232	1,232	1,232	1,232	1,232
介護予防住宅改修	2,518	2,518	2,518	2,518	2,518	2,518
介護予防特定施設入居者生活介護	1,530	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532
②地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,319	4,325	4,325	4,943	4,325	4,325
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
③介護予防支援	13,885	13,960	13,843	14,253	13,843	12,788
介護予防サービスの総給付費	92,162	92,657	91,385	94,274	91,674	86,302

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

7. 保険料の算出

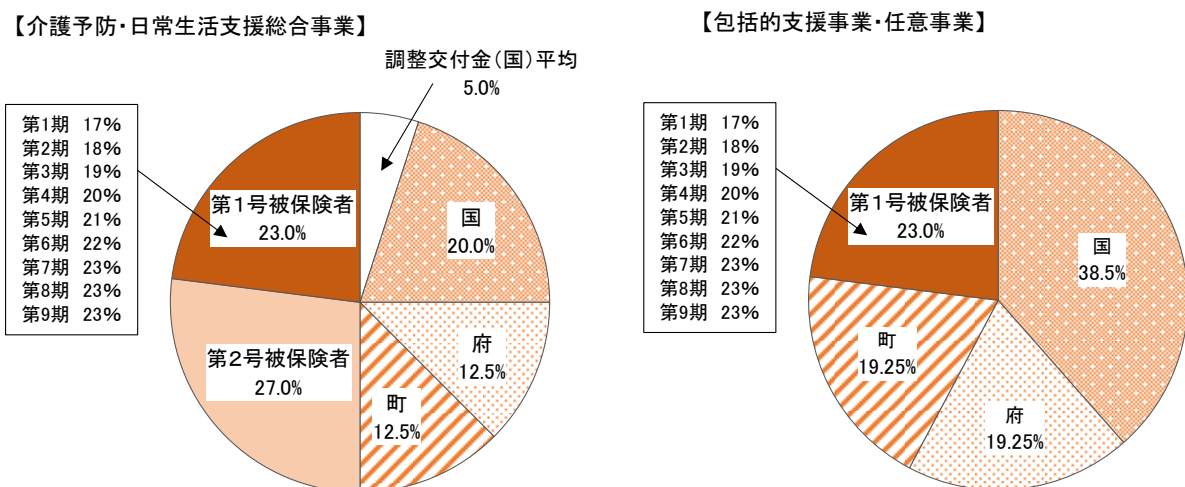
(1) 保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、残り50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。



(2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。



8. 保険給付費等の見込額

(1) 標準給付見込額

単位：千円／年

		第9期計画			将来推計		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
1	介護サービス 給付費	1,340,575	1,355,397	1,383,202	1,425,012	1,442,867	1,376,325
2	介護予防サービス 給付費	92,162	92,657	91,385	94,274	91,674	86,302
3	利用者負担の見直し等 に伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0
4	総給付費（1＋2＋3）	1,432,737	1,448,054	1,474,587	1,519,286	1,534,541	1,462,627
5	特定入所者介護 サービス費等給付額	21,447	21,630	21,874	22,331	22,112	20,907
6	高額介護サービス費等 給付額	40,987	41,343	41,811	42,595	42,177	39,878
7	高額医療合算介護 サービス費等給付額	5,622	5,663	5,727	5,937	5,878	5,558
8	算定対象審査支払 手数料	1,483	1,494	1,511	1,566	1,551	1,466
9	標準給付費 （4～8の合計）	1,502,275	1,518,183	1,545,510	1,591,715	1,606,259	1,530,436

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 地域支援事業費見込額

単位：千円／年

	第9期計画			将来推計		
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業						
訪問介護相当サービス	31,420	30,792	31,408	29,138	27,743	26,626
訪問型サービスA	2,883	2,941	3,000	2,307	2,197	2,108
通所介護相当サービス	27,682	27,128	26,585	28,925	27,540	26,431
通所型サービスA	3,842	3,919	3,997	2,968	2,826	2,712
介護予防ケアマネジメント	5,746	5,861	5,979	5,670	5,130	4,858
介護予防把握事業	893	0	0	893	0	0
介護予防普及啓発事業	5,598	5,598	5,598	3,165	2,863	2,711
上記以外の介護予防・日常生活 総合事業	506	516	526	499	452	428
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業						
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）	18,597	18,597	18,597	15,460	15,563	16,282
任意事業費	6,200	6,200	6,200	5,557	5,594	5,853
包括的支援事業（社会保障充実分）						
在宅医療・介護連携推進事業	3,978	3,978	3,978	3,973	3,973	3,973
生活支援体制整備事業	3,532	3,532	3,532	3,482	3,482	3,482
認知症地域支援・ケア向上事業	154	154	154	154	154	154
地域ケア会議推進事業	398	398	398	397	397	397
介護予防・日常生活支援総合事業費	78,570	76,755	77,093	73,565	68,749	65,874
包括的支援事業（地域包括支援セン ターの運営）及び任意事業費	24,797	24,797	24,797	21,017	21,157	22,135
包括的支援事業（社会保障充実分）	8,062	8,062	8,062	8,006	8,006	8,006
地域支援事業費 計	111,429	109,614	109,952	102,589	97,912	96,014

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

9. 基準額に対する介護保険料の段階設定等

第9期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階である13段階を基本とします。本町では、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、国の標準段階（13段階）を弾力化して、14段階に設定しました。

また、第1～第3段階の保険料率については、低所得者対策により、第1段階が0.455から0.285に、第2段階が0.58から0.38に、第3段階が0.69から0.685に軽減され、軽減分は国・府・町の公費により負担されます。

■第9期の第1号被保険者の保険料基準額

保険料（基準額）	月額：6,397円（年額：76,766円）
----------	-----------------------

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

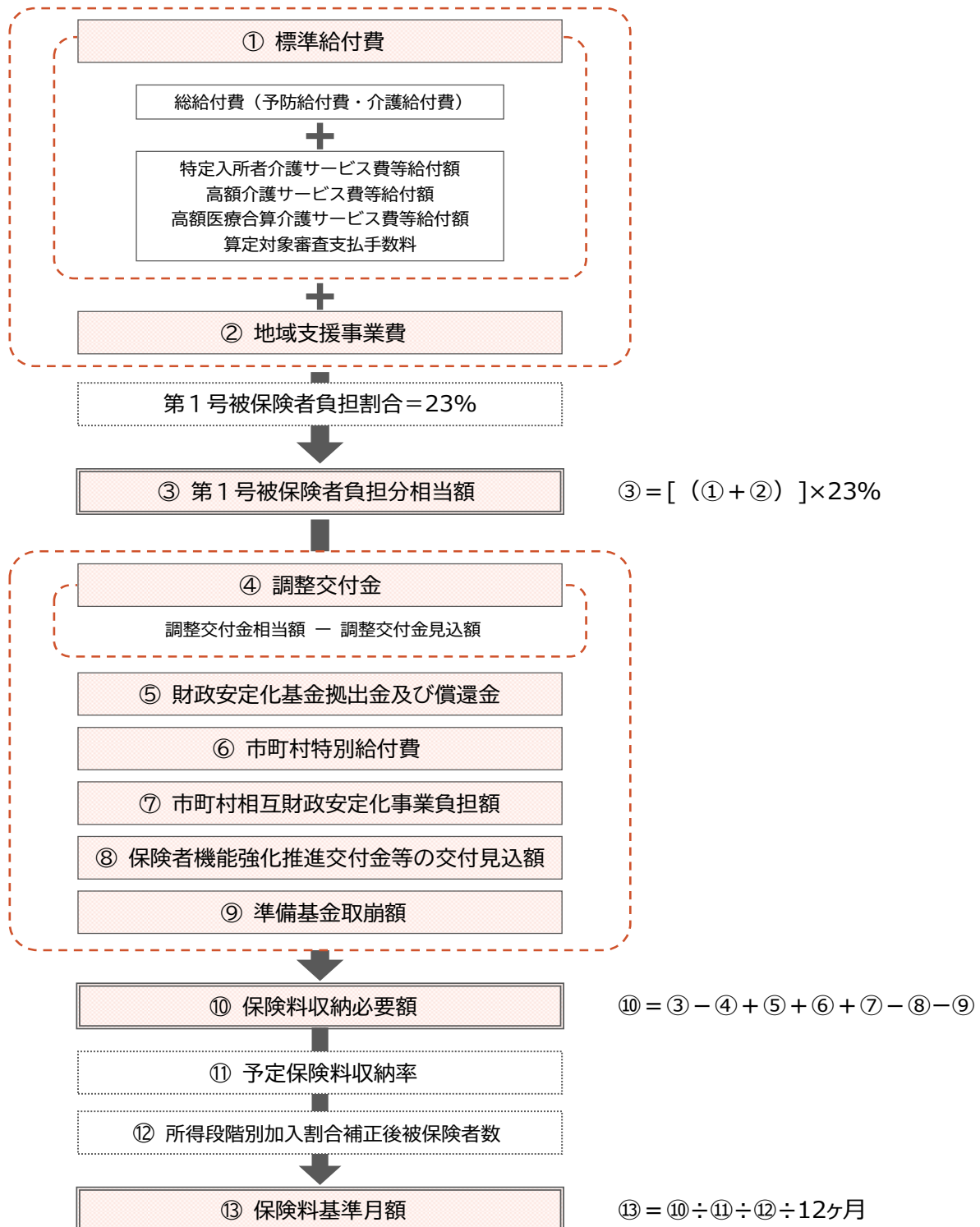
（保険料は10円未満切捨）

段 階	保険料率	対 象 者	年間保険料
第1段階	基準額×0.455 [基準額×0.285]	生活保護受給者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	34,920円 [21,870円]
第2段階	基準額×0.58 [基準額×0.38]	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	44,520円 [29,170円]
第3段階	基準額×0.69 [基準額×0.685]	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	52,960円 [52,580円]
第4段階	基準額×0.88	町民税課税世帯のうち本人非課税で、合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	67,550円
第5段階	基準額×1.00	町民税課税世帯のうち本人非課税で、合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	76,760円
第6段階	基準額×1.13	町民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	86,740円
第7段階	基準額×1.25	町民税本人課税者（合計所得金額120万円以上210万円未満）	95,950円
第8段階	基準額×1.50	町民税本人課税者（合計所得金額210万円以上320万円未満）	115,140円
第9段階	基準額×1.70	町民税本人課税者（合計所得金額320万円以上420万円未満）	130,500円
第10段階	基準額×1.85	町民税本人課税者（合計所得金額420万円以上520万円未満）	142,010円
第11段階	基準額×2.10	町民税本人課税者（合計所得金額520万円以上620万円未満）	161,200円
第12段階	基準額×2.30	町民税本人課税者（合計所得金額620万円以上720万円未満）	176,560円
第13段階	基準額×2.40	町民税本人課税者（合計所得金額720万円以上820万円未満）	184,230円
第14段階	基準額×2.60	町民税本人課税者（合計所得金額820万円以上）	199,590円

※第1段階から第3段階までの保険料については、公費により〔 〕内の保険料額に軽減される予定です。

10. 介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、おおむね次のとおりです。



■保険料算定関連の数値

	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	合計
標準給付費見込額	1,502,275,087 円	1,518,183,262 円	1,545,509,929 円	4,565,968,278 円
地域支援事業費見込額	111,429,000 円	109,614,000 円	109,952,000 円	330,995,000 円
第 1 号被保険者負担分相当額	371,151,940 円	374,393,370 円	380,756,244 円	1,126,301,554 円
調整交付金相当額	79,042,254 円	79,746,913 円	81,130,146 円	239,919,314 円
調整交付金見込交付割合	7.56%	7.53%	7.58%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9628	0.9634	0.9619	
所得段階別加入割合補正係数	0.9231	0.9236	0.9231	
調整交付金見込額	113,536,000 円	114,094,000 円	116,844,000 円	344,474,000 円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				11,148,000 円
準備基金取崩額	—	—	—	73,078,065 円
審査支払手数料 1 件あたり単価	46 円	46 円	46 円	
審査支払手数料支払件数	32,238 件	32,472 件	32,840 件	97,550 件
保険料収納必要額				937,520,803 円
予定保険料収納率	98.00%			

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係課の連携強化

本計画は、介護保険事業・保健福祉分野だけでなく、高齢者の生きがいくりのための生涯学習・地域活動・就労等の環境整備等、高齢者の暮らしを支える計画と言えます。そのため、保健・福祉・介護部門の連携体制の強化と庁内関係課との情報共有・協力体制をもって、計画を推進します。

(2) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、忠岡町社協、介護事業者等、関係機関との連携を図っていきます。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、府及び近隣市町村と連携して推進していきます。

(3) 地域住民との協働・連携体制の構築

高齢者や障がいのある人をはじめ、地域における福祉課題は、当事者やその家族の努力、行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ等、広く住民に協力を求め、協働による施策の展開をめざします。

(4) PDCAサイクルによる進捗評価と改善

本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに応じて適切かつ効果的に実行されているか等について、PDCAサイクルによりその達成状況を評価し、必要に応じて施策・事業の内容の見直しを行います。

2. 計画の評価

次の通り指標を設定し、各施策・事業の取組の進捗評価を実施します。

(1) 自立支援、重度化防止に向けた目標

基本目標・施策	成果指標		目標値			
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援						
(1)健康づくりと生活習慣病の予防	がん検診	胃がん	受診率(%)	40	40	40
		大腸がん		40	40	40
		肺がん		40	40	40
		乳がん		50	50	50
		子宮がん		50	50	50
	特定健康診査	受診率(%)	50	55	60	
(2)生きがいつく りの推進	老人クラブ	会員数(人)	450	450	450	
	総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家	延利用者数(人)	18,000	18,400	18,800	
	世代間交流	開催回数(回)	4	4	4	
	ボランティアセンター	登録グループ数	10	10	11	
		登録者数(人)	90	90	95	
	シルバー人材センター	会員数(人)	195	200	205	
(3)高齢者が活動しやすい生活環境づくり	福祉バス	延利用者数(人)	12,400	12,500	12,600	
基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援						
(1)相談支援・情報提供体制の充実	介護サービス相談員	訪問事業所数(所)	12	12	12	
	出前講座(介護保険制度)	開催回数(回)	2	2	2	
	福祉事業所連絡会	開催回数(回)	6	6	6	
		参加事業所数(所)	13	13	13	
(2)地域包括支援センターの機能強化	地域ケア会議	開催回数(回)	8	8	8	
	事例検討会	開催回数(回)	9	9	9	
(3)介護予防・重度化防止の推進	介護予防教室	開催回数(回)	59	59	59	
		参加者数(人)	125	125	125	
(4)生活支援の充実	街かどデイハウス	延利用者数(人)	事業再開			
	出前講座(介護知識)	開催回数(回)	1	1	1	
(5)医療と介護の連携の推進	イカロスネット	開催回数(回)	13	13	13	
	在宅医療連携会議	開催回数(回)	4	4	4	

基本目標・施策		成果指標	目標値		
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(6) 認知症対策の 推進	認知症サポーター養成講座	実施回数(回)	4	4	4
		新規登録者数 (人)	80	80	80
	認知症初期集中支援事業	支援対象者数 (人)	5	5	5
	徘徊高齢者等見守りネット ワーク	協力機関登録 事業所数(所)	32	34	36
	認知症カフェ	開催回数(回)	12	12	12
		延参加者数 (人)	70	75	80
	家具転倒防止器具 取付支援事業	給付件数(件)	10	10	10
	老人日常生活用具 給付等事業	給付件数(件)	2	2	2
基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援					
(1) 高齢者の人権 尊重と虐待防 止	人権街頭啓発	実施回数(回)	2	2	2
(2) 高齢者の権利 擁護	成年後見制度利用支援	町長申立件数 (件)	1	1	1
		報酬扶助件数 (件)	2	2	2
	市民後見人養成講座	開催回数(回)	1	1	1
基本目標4 介護サービスの充実と適正な運営					
(1) 介護サービス 提供体制の充 実	生活援助サービス 従事者研修	開催回数(回)	1	1	1
		参加者数(人)	5	5	5

(2) 介護給付等に要する費用の適正化等に関する取組

基本目標・施策		成果指標	目標値		
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基本目標4 介護サービスの充実と適正な運営					
(2) 介護保険事業の適正な運営	認定調査票・主治医意見書の点検	点検割合(%)	100	100	100
	介護認定調査員への研修	開催回数(回)	1	1	1
	ケアプラン点検	実施事業所数(所)	町内 全事業所	町内 全事業所	町内 全事業所
	住宅改修事前事後点検	訪問点検件数(件)	10	10	10
	福祉用具購入時調査	調査件数(件)	全件	全件	全件
	縦覧点検	点検実施回数(回)	12	12	12
	医療情報との突合	点検実施回数(回)	12	12	12
	給付費通知	通知対象月(月分)	12	12	12

(3) リハビリテーション指標

成果指標	実績値(令和5年度)	目標
リハビリテーションサービス提供事業所数(所) ^{※1}	3	維持

項目	単位	実績値(令和5年度)			目標
		全国	大阪府	忠岡町	
リハビリテーションサービス利用率(%) ^{※2}	訪問リハビリテーション	2.04	2.05	4.96	維持
	通所リハビリテーション	8.46	6.96	16.40	
	介護老人保健施設	4.94	3.48	2.88	
	介護医療院	0.63	0.18	0.32	

※1 年度中に1回以上、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護（介護老人保健施設・介護医療院）のサービス提供実績のある施設・事業所数（町内に所在する施設・事業所に限る）

※2 （年度中の各月の当該サービスの受給者数の累計÷12）÷年度末時点の認定者数

資料

1. 策定委員会設置要綱

「忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会設置要綱」

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する忠岡町第9期介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく忠岡町第10次高齢者福祉計画を策定するため、忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じ町長に提言を行う。

- (1) 忠岡町第9期介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 忠岡町第10次高齢者福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者に、町長が委嘱する。

3 個別の事項を検討するため、委員会に部会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

2. 策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

		氏 名	所属機関及び役職名等
学 識 経 験 者		◎竹 内 亮	大 阪 体 育 大 学 教 授
運 営 協 議 会 委 員	被 保 険 者 代 表	松 阪 一 夫	忠 岡 町 自 治 会 連 合 会 会 長
	被 保 険 者 代 表	吉 田 幸 代	忠岡町エイフボランタリーネットワーク代表
	被 保 険 者 代 表	西 出 富 譽	忠 岡 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
	学 識 経 験 者	○村 田 哲 人	泉 大 津 市 医 師 会 代 表
	学 識 経 験 者	米 本 知 壽	高 石 忠 岡 地 区 歯 科 医 師 会 代 表
	学 識 経 験 者	辻 内 秀 美	泉 大 津 薬 剤 師 会 代 表
	学 識 経 験 者	安 村 五十鈴	忠 岡 町 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 代 表
	公 益 代 表	花 野 淳 一	忠 岡 町 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
	公 益 代 表	川 崎 隆 史	忠 岡 町 民 生 ・ 児 童 委 員 協 議 会 代 表
	公 益 代 表	吉 田 勝 彦	忠 岡 町 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 会 長
保 健 関 係 者 代 表		上 梶 真由美	大 阪 府 和 泉 保 健 所 代 表
住 民 団 体 関 係 者 代 表		石 原 廣 二	忠 岡 町 身 体 障 害 者 福 祉 会 代 表
住 民 団 体 関 係 者 代 表		雪 本 美 帆	忠 岡 町 し ょ う が い 支 援 福 祉 会 代 表
福 祉 関 係 者 代 表		坂 口 敏	忠 岡 町 介 護 福 祉 施 設 代 表
福 祉 関 係 者 代 表		井 上 建 志	忠 岡 町 福 祉 事 業 所 連 絡 会 会 長

◎：委員長 ○：副委員長

3. 計画の策定経過

年月日		内 容
令和5年	2月3日～	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の実施（～2月17日まで）
	7月12日	第1回 忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会 （1）委員長及び副委員長の選任について （2）忠岡町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に向けて （3）忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画の策定に係るアンケート調査報告書について
	10月3日	第2回 忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会 （1）現行計画の進捗評価について （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について （3）次期計画における施策体系及び施策の展開について
令和6年	1月23日	第3回 忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会 （1）第9期計画期間における介護保険料の算定について （2）忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2024（素案）について
	3月13日	第4回 忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会 （1）パブリックコメントの結果について （2）忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2024（案）について

4. 用語の説明

	用語	解説
ア 行	I C T	アイシーティ。情報通信技術。「インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー (information and communication technology)」の 略。情報処理だけでなく通信技術を用いた技術のこと。
	インフォーマルなサービス	家族をはじめ近隣や地域社会、NPO（民間非営利組 織）やボランティアなどが行う援助活動で、公的なサ ービス以外のものを指す。サービスの質や提供される 量が公的なサービスに比べ一定していないが、顔見知 りの方々による援助や公的なサービスにはない細や かなニーズに対応できる。
カ 行	介護支援専門員 （ケアマネジャー）	要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に 関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用 できるようケアプランの作成やサービス事業者等 との連絡調整を行う専門職のこと。
	介護予防・生活支援サービス	介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」 という）の導入により、要支援者を対象に提供されて いた介護予防給付の一部が、総合事業を構成する「介 護予防・生活支援サービス事業」に移行されました。 総合事業を構成する「介護予防・生活支援サービス事 業」は、市町村が主体となって実施する地域支援事業 の一つで、要支援者及び事業対象者に対して提供する 訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援 サービス等がある。
	基本チェックリスト	介護予防事業対象者（要支援や要介護状態に陥りやす い虚弱な高齢者のこと）を把握するために作成したワ ークシートのこと。総合事業実施後は、相談窓口にお いて必ずしも認定を受けなくても必要なサービスを 事業で利用できるよう、本人の状況を確認するツール （手段）として用いることができる。
	ケアプラン	介護支援計画。「いつ」「どこで」「どのようなサービ スを」「何のために」「誰が」「どの程度」「いつまで行 うのか」など、利用する介護サービスの種類や内容を 定めた「介護サービスの利用計画」のこと。
	ケアマネジメント	介護の必要な障害者・高齢者に適切な介護計画を立て、 それに従って効果的なサービスを提供すること。

	用語	解説
	ケースカンファレンス	事例研究のための会議のこと。介護面のケアを中心的なテーマとする会議については、ケアカンファレンスと呼ぶこともある。
	権利擁護	意思能力が十分でない高齢者や障害者が、人として生まれながらもっている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によってその権利を擁護すること。
	コーホート変化率法	各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。
	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。
	高齢者虐待	高齢者に対し、心や体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うこと。高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「経済的虐待」「性的虐待」を定義している。
	コミュニティソーシャルワーカー	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などを重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う人のこと。
サ 行	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅のこと。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）で規定されている。
	在宅医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称。
	若年性認知症	18 歳から 64 歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因は様々である。

	用語	解説
	重層的支援体制整備	既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、住民の複雑・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援（町による断らない相談支援）、参加支援（つながりや参加の支援）、地域づくりに向けた支援、これらを一体的に実施するもの。
	消費者被害	特に高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安をもっているといわれ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙う。また、高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴である。
	シルバー人材センター	一定地域における居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人。
	身体拘束	「徘徊やベッドからの転落などの防止のため、車いすやベッドに紐などで縛る」、「車いすからずり落ちたり、立ち上がらないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける」、「脱衣やおむつはずしを抑制するために、つなぎ服を着せる」、「行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる」、「自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する」などの行為を指す。身体拘束は、生活の質を根本から損なうとともに、身体機能の低下や精神的苦痛から認知症を進行させたりするなど、多くの弊害をもたらすことが指摘されている。平成12年3月に、介護保険施設指定基準に身体拘束禁止規定が盛り込まれた。
	生活支援コーディネーター	高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源とマッチングさせることで、生活支援を充実させることが主な役割であるコーディネーターのこと。平成27年の介護保険制度の改正により、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置が各市町村に義務付けられた。
	生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステムを構築していくため、国の指針により推進されている事業。地域包括ケアシステムを構築するには、地域の多様な特性を活かしながら住民が主体となって高齢者を支えていくことができる仕

	用語	解説
		組みを作ることが欠かせないため、この事業により「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、地域包括ケアシステムの基礎を作ることが目的である。
	成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分ですることが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などをする。
タ 行	ターミナルケア	終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者（利用者）に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重したケア中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行う。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から成る事業のこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することをめざすもの。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となる。
	地域包括支援センター	高齢者の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として創設された機関で、高齢者への総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待への対応など多様な機能を併せ持つ機関のこと。

	用語	解説
ナ行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う、社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業のこと。
	認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。
	認知症サポーター	「認知症養成講座」を受講し、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のこと。
	認知症初期集中支援事業	認知症の早期発見・早期対応のため認知症の疑いのある方や認知症の症状で困っている世帯を訪問し、医療や介護その他の対応について相談を受けたり助言を行ったりする事業のこと。訪問は専門職（保健師、看護師、社会福祉士、作業療法士、理学療法士、介護福祉士等）が行い、その上で認知症サポート医や歯科医師も含めて会議を開催して対応を検討する。
	認知症地域支援推進員	市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター。認知症地域支援推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。
ハ行	パブリックコメント	町の基本的な施策に関する計画などを策定するにあたって、事前に内容を公表して住民等の関係者から意見を募集し、それらを踏まえて決定するとともに、提出された意見とその意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きのこと。
	P D C A サイクル	立案・計画（plan）、実行（do）、検証・評価（check）、改善（action）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。
	フレイル	加齢や疾患によって身体的・精神的なさまざまな機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱（ぜいじゃく）になった状態。つまり、健康な状態と介護が必要な状態との中間にある状態のこと。

	用語	解説
マ行	民生委員・児童委員	民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が委嘱した委員のこと。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などである。
ヤ行	ヤングケアラー	家族の介護・看病・世話などについて、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子どものこと。

忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2024

発 行：忠岡町

編 集：健康福祉部 高齢介護課

住所：大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1

TEL：0725-22-1122 FAX：0725-22-1129

ホームページ：<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>

発行年月：令和6年3月
